

◆ ◆ ◆ 業務知識 国内1級・2級 ◆ ◆ ◆

(注)「業務知識」の問題は、原則として1級、2級は同一問題で出題しております。

従って、ここには1級の問題・設問を載せていますが、1級、2級とで設問に差異(難易度の調整)を設けているものについては、それぞれ該当の個所にコメントを付けておきました。

配点 第1問：25点、第2問：18点、第3問：10点、第4問：15点、
第5問：15点、第6問：10点、第7問：7点、

第1問

次の1～2の各設問に対する答えを、それぞれの指示に基づいて解答欄に記入しなさい。

- 1 次の記述は、旅行業法第1条(目的)及び、第2条第1項第1号の企画旅行の定義を記したものです。①～⑩に入る最も適当な語句を後記語群より一つ選び、その記号を記入しなさい。

- (1) この法律は、旅行業等を営む者について(①)を実施し、あわせて旅行業等を営む者の業務の適正な運営を確保するとともに、その組織する(②)の適正な活動を促進することにより、旅行業務に関する取引の(③)、旅行の(④)及び(⑤)の増進を図ることを目的とする。
- (2) 旅行の目的地及び(⑥)、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊サービス(以下(⑦)という。)の内容並びに旅行者が支払うべき対価に関する事項を定めた旅行に関する計画を、旅行者の(⑧)のためにあらかじめ、又は旅行者からの(⑨)により作成するとともに、当該計画に定める(⑦)を旅行者に確実に提供するために必要と見込まれる(⑦)の提供に係る契約を、(⑩)において(⑦)を提供する者との間で締結する行為。

(語群)

ア 安全 イ 団体 ウ 登録制度 エ 安全の確保 オ 内容
カ 利便 キ 旅行業協会 ク 旅行者の利便 ケ 依頼 コ 日程
サ 健全な運営 シ 公正の維持 ス 国際交流 セ 申し出 ソ 旅行サービス
タ 自己の計算 チ 募集 ツ 認可制度 テ 運送等サービス ト 旅行者の利便

- 2 次の①～⑨の記述のうち、標準旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)及び、特別補償規程に照らして、正しく述べられているものには○、誤っているものには×を記入するとともに誤っている理由を具体的かつ簡潔に記入しなさい。

- ① 大学生であることを条件に募集した募集型企画旅行に参加していた旅行者が、旅行開始後に高校生であることが判明した場合、旅行業者は当該旅行者に理由を説明して、その

旅行者との契約を解除することができる。

- ② 大阪発着で、2日目に釜山（韓国）で1泊する九州旅行（6日間の企画旅行）に参加中の旅行者が、最終日の福岡空港で階段を降りる際に足を踏み外して大怪我をしました。この場合、この旅行者には国内旅行参加中の事故としての特別補償が適用される。
- ③ 旅行業者は、旅行業者の故意又は重大な過失により旅行者の手荷物に損害を与えたときは、国内旅行、海外旅行ともに手荷物1個について15万円を限度として賠償する。
- ④ 旅行者が急に都合が悪くなって旅行に参加できなくなったので代わりに友人を参加させたい旨申し出がありました。旅行業者はその申し出を承諾しましたが、その場合、旅行業者は前の旅行者がまだ支払っていなかった旅行代金の一部を新たな旅行者に請求することができる。
- ⑤ 航空機を利用する募集型企画旅行において、利用予定の区間が台風の影響により欠航となってしまったため、事情を説明の上日程を一部変更し、当該区間をJRを利用して移動することにしました。そのため旅行費用が一人当たり5000円ほど増加することとなったので、旅行代金は一人当たり3000円だけ増額することとし、参加旅行者に請求することにした。
- ⑥ Aさんは、2日間自由行動日が続くため、添乗員には特に連絡せずに、旅行先の知人宅に宿泊していましたが、知人宅が隣家の失火により類焼、その際大怪我をし、3日間入院してしまいました。この場合、特別補償規程による入院見舞金は支払われない。
- ⑦ 募集型企画旅行実施中、天災地変等旅行業者の関与し得ない事由によって旅行を中止した場合、旅行を中止した部分について、宿泊施設から取消料の請求を受けても、これを旅行者に請求することはできない。
- ⑧ 企画旅行参加中に購入したお土産物用の高級ハンドバッグ（購入価格15万円）を昼食をとったレストランに置き忘れてしまいました。レストランに問い合わせましたが、盗られてしまったらしく見つかりませんでした。この場合、特別補償規程に基づく損害補償金が支払われる。
- ⑨ 企画旅行参加中の旅行者の事故による身体の傷害について、保険金を支払うべき旅行傷害保険に加入している場合、旅行業者は、特別補償規程に基づいて支払うべき補償金等の額を減額することができる。

出題の趣旨

- 旅行業界に身を置く者として、旅行業法の目的、概要について正確に理解しているか。
 ○契約社会化の進展と旅行参加者の権利意識の一層の顕在化に対応するために、標準旅行業約款、
 その中でも添乗員にとって特に必要な事項について十分な理解力を身に付けているか。

解 答

1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
	ウ	イ	シ	エ	ク	コ	テ	チ	ケ	タ
2	①	×	参加旅行者の条件を満たしていないことが判明して、旅行契約を解除できるのは、旅行開始前であって、旅行開始後は上記理由での契約解除はできない。							
	②	×	行程中に韓国1泊が含まれているので、旅行全体が海外旅行という扱いになり、国内旅行ではなく、海外旅行参加中の事故としての特別補償が適用される。							
	③	×	重大な過失の場合には損害賠償が適用され賠償の限度額は定められていない。そうでない場合も15万円は手荷物1個ではなく旅行者1名に対してである。							
	④	○								
	⑤	○								
	⑥	○								
	⑦	×	運送・宿泊機関等への取消料等は、旅行者の負担とすることができるので旅行者に請求することができる。							
	⑧	×	置き忘れが原因の盗難は特別補償の対象外なので、損害補償金は支払われない。							
	⑨	×	手荷物に対する損害補償金の場合には、減額されるが、身体の損害に対する補償金等が減額されることはない。							

解 説

- この問題は国内、総合（各1、2級）共通問題として出題しています。
 ○旅行業に携わる者として、添乗員が知っておかなくてはならないものから出題しています。
 1については、その中から旅行業法が制定された目的、企画旅行の定義について出題したものです。特に旅行業法の目的については、消費者保護を徹底することを主眼としていますので、添乗員にとってもぜひ知っておいてほしい事項です。
 ○⑤、⑦、⑧、⑩では不正解者がかなり目立ちました。
 ○ちなみに、全問正解者は、国内1級で1名のみ。
 5割以上の得点を得た受験者は、国内1級で14名（約6割弱）、国内2級で31名（約3割強）、

総合1級で15名（約5割）、総合2級で22名（約3割強）。

1点以下の方は、国内・総合を合わせた全体の1割強で30数名（内0点が5名）という結果でした。

2については、募集型企画旅行契約における標準旅行業約款の中で、添乗員として知っておいて頂きたい重要な事項についての理解度を問う問題でしたが、誤りを正す記述解答のせいか、1、2級ともに正答率はかなり低くなっていました。特に、⑦、⑧、⑨について誤っている理由がきちんと正しく記述されていない解答が目立ちました。また、④、⑤を誤っていると解答した方もかなり多かったようです。なお、誤っている理由を6問ともすべて正しく記述されている方は総合2級の2名のみでした。相変わらず、約款についての正しい理解力を身に付けていない受験者が今年度も多いようでした。豊富な添乗経験を持っている受験者（添乗員）であっても、約款の知識には大きな不安があることを今回も露呈しているものと感じられました。

○この問題の全問正解者は国内1級、2級、総合1級で各1名の計3名のみでした。

7割以上の得点を得た方は、国内1級で5名、国内2級で12名、総合1級で9名、総合2級で20名で計46名（全体の2割）。逆に、3割以下の得点しか得られなかった方は国内で23名、総合で19名で計42名（全体の約2割弱）という結果でした。

○お客様との間でトラブルが起きたりすると、お客様と添乗員（旅行会社）のどちらの主張が認められるかを考えなくてはなりません。

トラブルで自分の主張が認められるようにするには、認められるための根拠がその主張になくなくてはなりません。そしてそのためには、あらかじめ具体的にルール（業法・約款等）がどうなっているのかを知り、ルールに従った言動を行うことが必要となります。

○それぞれ、以下の解説を参考にして頂きたいと思います。

1について

出題されている記述内容に関する条文（第1条、第2条）は、下記のとおりです。

《参考1》旅行業法第1条（目的）

この法律は旅行業等を営む者について**登録制度**を実施し、あわせて旅行業等を営む者の業務の適正な運営を確保するとともに、その組織する**団体**の適正な活動を促進することにより、旅行業務に関する取引の**公正の維持**、旅行の**安全の確保**及び**旅行者の利便**の増進を図ることを目的とする。

ということで、旅行業法は消費者保護を最大の主眼としており、そのために、

- ①取引の公正の維持
- ②旅行の安全の確保
- ③旅行者の利便の増進

という3つの目的を達成すべく、登録制度を実施し、旅行者等の業務の適正な運営を確保するとともに、団体の適正な活動を促進することとしていることが理解できると思います。

《参考2》旅行業法第2条（定義）第1項（1）

旅行の目的地及び**日程**、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービス（以下「**運送等サービス**」という）の内容並びに旅行者が支払うべき対価に関する事項を定めた旅行に関する計画を、旅行者の**募集**のためにあらかじめ、又は旅行者からの**依**

頼により作成するとともに、当該計画に定める**運送等サービス**を旅行者に確実に提供するために必要と見込まれる**運送等サービス**の提供に係る契約を、**自己の計算**において**運送等サービス**を提供する者との間で締結する行為。

2について

①述べられた内容は誤っています。

旅行業者が、旅行開始後にも途中で企画旅行契約を解除できる場合を標準旅行業約款 18 条で次のように明記していますので、本事例のケースは、旅行開始後には契約を解除できないということになりますので、述べられた内容は誤っているということになります。

《参考3》標準旅行業約款第18条（当社の解除権-旅行開始後の解除）第1項

当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、旅行者に理由を説明して、募集型企画旅行契約の一部を解除することがあります。

- (1) 旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
- (2) 旅行者が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- (3) 旅行者が第7条第5号から第7号までのいずれかに該当することが判明したとき。
- (4) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与しえない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。

②述べられた内容は誤っています。

旅行行程の大部分が国内旅行であっても、その行程中に本邦内以外の海外がたとえ1日のみであっても含まれている場合には、下記《参考4》に明記されている理由により、その旅行全体が海外旅行という扱いになります。ということで、本事例のケースは海外旅行の扱いとなりますので、国内旅行参加中の事故としてではなく、海外旅行参加中の事故としての特別補償が受けられるということになりますので、述べられた内容は誤っているということになります。

《参考4》標準旅行業約款第2条（用語の定義）第2項

この約款で「国内旅行」とは本邦内のみの旅行をいい、「海外旅行」とは、**国内旅行以外の旅行**をいいます。

③述べられた内容は誤っています。

旅行業者に重大な過失があつて旅行者の手荷物に損害を与えた場合には、特別補償ではなく、損害賠償が適用されることになり賠償額に対する限度額は定められていない。

そうでない場合の限度額も手荷物1個当たりではなく、旅行者1名につき15万円が限度となっています。

《参考5》標準旅行業約款第27条（当社の責任）第1項、第3項

第1項 当社は、募集型企画旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が第4条の規定に基づいて手配を代行させた者が**故意又は過失**により旅行者に損害を与えたときはその損害を賠償する責に任じます。

第3項 当社は、手荷物について生じた・・・(一部略)・・・、**旅行者1名につき15万円**を限度として賠償します。

④述べられた内容は正しいものです。

参加予定の旅行者が何らかの理由で参加できなくなったときに、知り合いなど代わりの参加者がいれば、一般論としては、旅行者本人にも旅行業者にとっても助かるわけです。ただ、契約上の地位の譲渡は、企画旅行契約に基づく個々の権利の譲渡ではなく、それまでの企画旅行契約に基づく権利及び義務の一切が新たな参加者に移転しますので、旅行代金の未払い分があったときには、地位を譲り受けた新たな参加者が負担しなくてはなりません。従って、述べられた内容は正しいということになります。

《参考6》標準旅行業約款第15条(旅行者の交替)第3項

第3項 第1項の契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた第三者は、旅行者の当該募集型企画旅行契約に関する一切の権利及び義務を承継するものとします。

⑤述べられた内容は正しいものです。

下記《参考7》に記載されているとおり、費用増加の範囲内で旅行代金を増額できるので、旅行代金の増額分が費用増加額を下回ってもかまわないということになり、述べられた内容は正しいということになります。

《参考7》標準旅行業約款第14条(旅行代金の額の変更)第4項

当社は、前条の規定に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用(省略)の減少又は増加が生じる場合(省略)には、当該契約内容の変更の際に**その範囲内において**旅行代金の額を変更することがあります。

標準旅行業約款第14条の第4項は、旅行開始後にも、すなわち、添乗員にも関わりのある事項です。「**前条の規定による費用の増加**」とは、たとえば、最終日の帰着便が悪天候などで欠航となり、帰着日が1日延びたため1泊分の宿泊費が増加したような場合、旅行者の負担(つまり、旅行代金の変更)とすることをいいます。

⑥述べられた内容は正しいものです。

自由行動日といえども本来宿泊する予定のホテルに宿泊しない場合は、行程からの離脱となるため、あらかじめ添乗員に届け出ていなければ(離団書を提出していないということ)企画旅行参加中とはならないので、本事例の場合は入院見舞金は支払われないということになります。従って、本事例で述べられた内容は正しいということになります。

《参考8》特別補償規程第2条第2項の要点

・旅行者が、添乗員等に、離脱及び復帰の予定日時をあらかじめ届け出て、行程から離脱

するときは、一時離団中も企画旅行参加中とみなす。届け出ていないときは企画旅行参加中とはなりません。

- ・離団した後、復帰しないときは、離団後は企画旅行参加中とはなりません。
- ・旅行者が復帰の予定なく離脱したときは企画旅行参加中とはなりません。

⑦述べられた内容は誤っています。

運送・宿泊機関等への取消料等は、旅行者の負担となりますので旅行者に請求することができます。ということで、本事例で述べられた内容は誤っているということになります。

《参考9》標準旅行業約款第18条（当社の解除権 - 旅行開始後の解除）第3項

前項の場合において、当社は、旅行代金の内旅行者がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを旅行者に払い戻します。

⑧述べられた内容は誤っています。

置き忘れが原因の盗難は、特別補償でいう携帯品損害補償の対象外であり損害補償金は支払われないということになります。

《参考10》特別補償規程第17条（損害補償金を支払わない場合 - その1）（11）

当社は、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、損害補償金を支払いません。

- （1） - （10）は省略します。 （11）補償対象品の**置き忘れ**又は紛失

⑨述べられた内容は誤っています。

特別補償規程において、このような規定があるのは、手荷物に対する損害補償金の場合のみで、身体の損害に対する補償金等が減額されることはありません。ということで、本事例で述べられた内容は誤っているということになります。

《参考11》特別補償規程第22条（保険契約がある場合）

第16条の損害に対して保険金を支払うべき保険契約がある場合は、当社は、当社が支払うべき損害補償金の額を減額することがあります。

この16条でいう損害というのは、旅行者の所有する身の回り品に限定されています。たとえば、損害額が25万円で、保険契約が20万円である場合は、旅行業者は差額の5万円だけ損害補償金を支払います。この場合、保険契約が25万円以上ある場合は旅行業者は損害補償金を支払わないということになります。

「物の損害は」は、生命と異なり、金銭をもって損害を穴埋めする（損害のなかった状態に戻す）ことができます。従って、損害に対する担保が複数あった場合でも、一つの損害に対して重複して補償金を受け取ることはできません。保険契約の有無を報告する義務を規定している（第20条第1項第2号）のはこの理由によるものです。

第2問

次の1～4の各設問に対する答えを、それぞれの指示に基づいて解答欄に記入しなさい。

1 標準旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）における旅程保証についての次①～⑩の記述のうち、正しく記載されているものをすべて選びその番号を記入しなさい。（なお、いずれの場合も特にコメントがない場合は、旅行者、添乗員等に過失はないものとします。

- ① バス運転手が地理不案内のため道に迷い、予定の観光日程を消化できず、「入場する観光施設」への観光ができなくなりました。この場合、旅程保証に基づく変更補償金の支払いが必要となる。
- ② 契約書面に記載した宿泊機関の名称が変更になる旨を旅行開始前に通知したため、旅行者が企画旅行契約を解除した場合であっても、旅行者は当該旅行者に所定の変更補償金を支払わなくてはならない。
- ③ 変更補償金を支払った後に、当該変更について旅行者の過失による責任が明らかになった場合は、旅行者は支払うべき損害賠償金の額と旅行者が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払うことになる。
- ④ 旅行先での移動で利用する列車が大幅に遅延したため、当日の予定の一部を翌日に持ち越したため、翌日に観光する予定であった美術館に入場する時間がなくなりました。
この場合、旅程保証に基づく変更補償金の支払いが必要となる。
- ⑤ 契約書面に記載したバス車窓からの見学個所が、バスの運行コースを変更したため車窓見学ができなくなった場合には、変更補償金の支払い対象となる。
- ⑥ 北海道を目的地とする九州発の企画旅行において契約書面に記載した航空便が往復とも直行便から羽田経由の乗継便に変更となりました。この場合、直行便から乗継便への変更となっているが、旅程保証に基づく変更補償金の支払い対象とはならない。
- ⑦ 宿泊予定地で大規模な洪水が発生したことによる旅行者の生命の安全確保のためにとった契約書面に記載のないホテルへの変更であっても、ホテル名の変更は旅程保証の対象となり変更補償金の支払いが必要となる。
- ⑧ 契約書面に記載されたAホテルが、繁忙期であったため旅行者によるAホテルの確保ができず同等クラスではあるがBホテルに変更となりました。この場合、ホテル名の変更は旅程保証の対象となり変更補償金の支払いが必要である。

- ⑨ 契約書面には利用列車の等級が「グリーン車」と記載されていましたが、当該列車が車両故障により運休となったため、後続列車の普通車へと変更になりました。この場合、利用列車はグリーン車から普通車へと変更になっているが、旅程保証に基づく変更補償金の支払い対象とはならない。
- ⑩ お客様への集合時間変更の通知漏れで、一組のご夫婦が予定便に乗り遅れたため、3時間後に出発する同一航空会社の便でご夫婦は出発することになりました。この場合、搭乗予定の航空便が変更となったので、当該ご夫婦には旅程保証に基づく変更補償金の支払いが必要となる。

2 国内旅客運送約款、JR 旅客営業規則、モデル宿泊約款についての①～⑤の記述で、正しく述べられているものには○、誤っているものには×を記入しなさい。(いずれの場合もサービス提供機関に故意・過失はないものとします)

- ① 国内旅客運送約款によれば、航空会社は、旅客の死亡またはケガその他の傷害の場合に発生する損害については、その損害の原因となった事故または事件が航空機内で生じたものに対してのみ、賠償の責に任ずる。
- ② 国内旅客運送約款によれば、小児運賃の適用される旅客の無料手荷物許容量は大人の半分であるが、幼児には無料手荷物許容量の適用はない。
- ③ JR 旅客営業規則によれば、新幹線で所定の到着時刻より2時間以上遅延した場合は、当該新幹利用旅客に対して、すでに支払われた特急料金の全額が払い戻しされる。
- ④ モデル宿泊約款によれば、宿泊客が旅館（ホテル）の駐車場を利用し、所定の駐車料金を支払った上、車両のキーをフロントに寄託した場合は、旅館（ホテル）は、その車両が駐車中に受けた損害に対して理由の如何を問わず賠償の責に任ずる。
- ⑤ モデル宿泊約款によれば、旅館（ホテル）が契約した客室を提供できない場合で、他の宿泊施設を斡旋できないときは、旅館（ホテル）は契約金相当額の補償料を宿泊予約客に支払うが、客室が提供できないことについての当該旅館（ホテル）の責めに帰すべき事由がないときは補償料を支払わない。

3 次の①～⑤はいずれも日本の有名な温泉地を説明したものです。それぞれの記述に該当する最も適当な温泉地名を漢字で記入しなさい。

- ① 志賀高原の南東山麓にある、日本三名泉一つに数えられる高原の温泉で「湯もみ」の体験ができる温泉地。

- ② 黒部峡谷の入口、黒部川の河岸段丘面にある温泉で、トロッコ列車の発着駅にある温泉地として知られている。
- ③ 山陰地方を代表する名湯で、日本最古の歴史をもつ温泉の一つ。宍道湖の南岸から2キロほど川沿いにさかのぼった山間に位置する温泉地。
- ④ 美術館や映画祭など芸術文化が盛んであり、朝霧立ちこめる金鱗湖沿いを散策するのも風情があるとこの地を訪れる観光客から人気を得ている。
- ⑤ 江戸時代の発見当時は、日光詣での僧侶や大名の湯治場として栄えた温泉であるが、現在は日光市最大の温泉地で、多数の大型旅館が建ち並ぶ関東を代表する温泉地。

(2 級用の語群)

- | | | | |
|---------|----------|----------|----------|
| ア. 秋保温泉 | イ. 花巻温泉 | ウ. 皆生温泉 | エ. 宇奈月温泉 |
| オ. 和倉温泉 | カ. 三朝温泉 | キ. 有馬温泉 | ク. 草津温泉 |
| ケ. 鳴子温泉 | コ. 伊香保温泉 | サ. 黒川温泉 | シ. 玉造温泉 |
| ス. 浅間温泉 | セ. 飯坂温泉 | ソ. 下呂温泉 | タ. 由布院温泉 |
| チ. 雲仙温泉 | ツ. 水上温泉 | テ. 鬼怒川温泉 | ト. 石和温泉 |

4 次の①～⑤の記述は、ツアーで行程に盛り込まれることの多い郷土料理の特徴を記したものです。それぞれの記述に該当する最も適当な郷土料理の名を下記語群の中から一つ選び、その記号を記入しなさい。

- ① 巨大な大皿いっぱいにかつおのたたきを中心に刺身やすしを盛りつけた豪放にして華麗な料理。
- ② 和洋中折衷の料理。一つの円卓を多人数で囲み、卓に並べられた料理をめいめい好きなようにとって食べる一種の宴会料理。
- ③ 魚の塩漬けを発酵させて作った醤油で味付けした汁に、ハタハタ（魚）や野菜、豆腐などを鍋で煮た料理。
- ④ 山梨県を中心とした地域で作られる郷土料理で、手打ちうどんとともに、カボチャ、さといも、大根などを味噌味で煮込んだ料理。
- ⑤ 紅ショウガ、シイタケ、卵などや海の幸をふんだんに取り入れた豪勢なちらし寿司風で、祭り寿司ともいわれている。

《 語群 》

ア しょつつる鍋	イ 石狩鍋	ウ 治部煮	エ 卓袱料理	オ ままかり
カ めはり寿司	キ 皿鉢料理	ク 三平汁	ケ チャンプルー	コ だんご汁
サ 深川めし	シ きりたんぼ	ス バラ寿司	セ のっぺい	ソ 皿うどん
タ てっちり	チ ぼたん鍋	ツ ほうとう	テ 鮎ずし	ト ちゃんこ鍋

(注1) 上記第2問の1の出題について、2級は「正しく述べられているものを3つ選びその番号を…」として出題しています。

(注2) 上記第2問の3の出題について、2級は下記記載の温泉群の中から選択して解答する問題として出題しています。

出題の趣旨

○旅行業界からも強く要求されている下記の種類約款類のうち、添乗員にとって特に重要な部分についての理解度はどうか。

1. 標準旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）における旅程保証について。
2. JR 旅客営業規則、モデル宿泊約款、国内旅客運送約款について。

○観光地理を中心とした添乗業務に必要と思われる知識（温泉地、郷土料理等）についての知識を身に付けているか。

解 答

1	3、6、9		2	①	②	③	④	⑤
				×	×	○	×	○
3	①	②	③	④	⑤			
	草津温泉 (ク)	宇奈月温泉 (エ)	玉造温泉 (シ)	由布院温泉 (タ)	鬼怒川温泉 (テ)			
4	①	②	③	④	⑤			
	キ	エ	ア	ツ	ス			

(注) 3の温泉地名の瀾の記号（クエシタテ）は2級の解答です。

解 説

1について

○この問題は国内、総合共通問題として出題しています。

○募集型企画旅行における標準旅行業約款のうち、添乗員が特に理解しておかなくてはならない旅程保証についての理解度を問う問題でしたが、正しい理解力を身に付けている方は残念ながら今回も少なかったように思われます。

○約款の旅程保証という言葉は知っていても、約款の趣旨及び実際の添乗現場での具体的な適用例については、解答を見る限り十分な理解力を有している受験者は今回も少なかったように感じられました。

○旅程保証と債務不履行（変更補償金と損害賠償金）の明確な区別（どういうときに旅程保証に

なり、どういふときが債務不履行になるのかの区別) もしっかりと理解しておいてほしいと思います。お客様の権利意識がますます高まっている昨今での業務遂行に、誤った話し方をしているのではと不安を感じざるを得ません。

すなわち、日程表に記載されている事項と異なった場合はすべて旅程保証が適用されると思っ込んでいる添乗員が1級、2級問わず非常に多かったように思われます。今一度、旅程保証で変更補償金を支払う場合と債務不履行で損害賠償金を支払う場合の違い、旅程保証における免責事項についての学習をしっかりとしてほしいと思います。

○旅程保証の本来の意味を正確に理解してほしいと思います。後記補足欄に「旅程保証及び、債務不履行に関する基本的な事項」を記しておきましたので今一度目を通して頂ければと思います。

○この問題で③⑥⑨の3つを選択した人(正解者)は、国内2級で3名、総合2級で5名の計8名のみでした。正解の3つを選択していても誤っているものも選択している場合には、減点していますので、③⑥⑨の3つのみを選択しているものが満点となります。

○⑤⑥を選択した人が非常に目立ちました。なお、この問題で得点を得られなかった方は、国内1級で15名、国内2級で90名、総合1級で21名、総合2級で78名という結果でした。

○それぞれ以下の解説(正誤の理由を含めて)を参考にして頂きたいと思います。

①述べられた内容は間違っています。(標準旅行業約款第29条第1項(1)ーへ)

本事例の「予定の観光日程を消化できず、入場する観光施設への訪問ができなくなった」事由は、バス乗務員の地理不案内による大幅な遅れが原因で、これは、旅程保証における免責事項の一つである「当初の運行計画によらない運送サービスの提供」に該当しています。

従って、変更補償金の支払いは要しないということになります。ということで、本事例の記載内容は間違っているということになります。但し、お客様からクレームを受けることは必至でしょう。

②述べられた内容は間違っています。(標準旅行業約款第29条第1項(2))

標準旅行業約款第16条から第18条までの規定に基づいて募集型企画旅行契約が解除されたときはその当該解除された部分に係る変更については変更補償金を支払わないことになっていますので、本事例の記載内容は間違っているということになります。

③述べられた内容は正しいものです。(標準旅行業約款第29条第3項)

変更補償金を支払った後に標準旅行業約款第27条第1項に基づく責任が発生し損害賠償金を支払う場合は、損害賠償金の額と旅行者が返還すべき変更補償金の額とを相殺して残額を支払うこととなります。ということで、本事例の記載内容は正しいということになります。(支払い済みの変更補償金をわざわざ取り戻して、あらためて損害賠償金を支払うことはしません)

④述べられた内容は間違っています。(標準旅行業約款第29条第1項(1)ーへ及び、標準旅行業約款第27条第1項)

約款に記載されている「当初の運行計画によらない運送サービスの提供」(遅延、運休等)という免責事由はどこまで及ぶのかということを理解しておく必要があります。

これが原因となって発生した「当初から予定されていた目的地」に到着した日までに利用することになっていた運送機関、宿泊機関等(ホテル、旅館、劇場、美術館、遊園地等)のカットあるいは名称変更に関しては国土交通省の通達により免責となり補償を要しないことになって

います。

従って、その日の観光予定を翌日に持ち越すことは構いませんが、その結果、当初予定されていた翌日に観光予定であった博物館への入場ができなくなったことについては免責扱いとはならず、旅程保証の対象となるように思われますが、むしろ、翌日に持ち越した結果、翌日に観光予定であった博物館への入場ができなくなったことについては**添乗員の故意・過失**とみなされ、債務不履行による損害賠償へと発展する可能性が高いと思われます。

⑤述べられた内容は間違っています。(標準旅行業約款第29条第1項関係(2)別表第2-2号) 旅程保証の対象となり、変更補償金の支払いは必要となるのは、あくまで入場する観光地又は観光施設であって、契約書面に記載があるからといっても車窓からの見学箇所が見られなかったことに対しては旅程保証の対象外ということになります。従って、変更補償金の支払いは不要ということになります。従って、本事例の記載内容は間違っているということになります。

⑥述べられた内容は正しいものです。(標準旅行業約款第29条第1項関係 別表第2-6号) 国内旅行において、航空便の経由地の変更は旅程保証の対象外となっているため、変更補償金の支払いの必要は生じません。ということで、本事例の記載内容は正しいということになります。

但し、契約書面に記載した航空便の本邦内の旅行開始地たる出発空港又は旅行終了地たる帰着空港が別の空港となる便への変更の場合は旅程保証の対象となり、変更補償金の支払いが必要となります(同別表第2-5号)。

⑦述べられた内容は間違っています。(標準旅行業約款第29条第1項(1)-ト) 旅程保証の対象となり変更補償金の支払い対象となりうる変更が生じた場合でも、その原因が旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置である場合には免責となり、変更補償金の支払いは要しないこととなります。従って、本事例の記載内容は間違っているということになります。

⑧述べられた内容は間違っています。(旅行業法第12条の10、旅行業法施行規則第32条(1)及び、標準旅行業約款第27条第1項)

「繁忙期であったため旅行者によるAホテルの確保ができず・・・」ということは、旅行者の手配ミス、すなわち、手配完成義務違反であり、Bホテルへの変更は旅程保証の対象ではなく、旅行者の債務不履行による損害賠償金の支払いが必要となります。

ということで、本事例の記載内容は間違っているということになります。

⑨述べられた内容は正しいものです。(標準旅行業約款第29条第1項(1)-ホ及び、第14条第3項)。

運送機関である利用列車のサービス提供の中止(運休)で、グリーン車から後続列車の普通車に変更になった場合は、旅程保証に基づく変更補償金の支払い対象とはなりません。

またその際、適用運賃、料金が減額される場合にはその減少額だけ旅行代金を減額することになります。ということで、本事例の記載内容は正しいということになります。

⑩述べられた内容は間違っています。(標準旅行業約款第29条第1項(2))

お客様への案内ミスは旅行会社の過失、すなわち、損害賠償金支払いの対象となります。
 旅行者又は手配代行者の故意・過失（不注意）により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償すると標準旅行業約款第 27 条第 1 項に明記されていますので、本事例は旅程保証に基づく変更補償金の支払いではなく、損害賠償金を支払わなくてはならないということになります。従って、本事例の記載内容は間違っているということになります。

補 足

○企画旅行実施の際に発生するトラブルの対応方を考える場合には、「**旅程保証**」と「**債務不履行**」の違いを正しく理解していることが必要となりますので、ここで両者について少々詳しく記しておきます。

1. 「旅程保証」での変更補償金

- (1) 旅程保証とは、旅行日程、旅行サービス等の変更を余儀なくされた場合で、
- ①旅行者に明らかに故意又は過失がない。
 - ②契約書面（募集パンフレット等）に記載された契約内容と確定書面（最終日程表等）に記載された契約内容との間、又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じた。
 - ③当該変更が重要なものである。（詳細は、下記《参考2》に記載）
 - ④その原因が一定の免責事由に該当しない。
- 上記①②③④の場合に、すべての企画旅行に対して適用されます。
- (2) 旅程保証とは、具体的には「変更補償金」を支払うことです。
- (3) 企画旅行者に故意・過失があった場合に負う「損害賠償責任」とはまったく別のもので、企画旅行者が営業政策上支払う「見舞金」「解決金」とも性格を異にするものです。
- (4) 「重要な変更」は、「契約書面」と「確定書面」、「確定書面」と「実際に提供されたサービス」の差から生じるため、添乗員は「契約書面」あるいは契約書面として使われる「募集パンフレット」や「最終案内書・旅のしおり」等への記載内容には常に気を配り旅程管理に注意を払う必要があります。

(例) 「契約書面」→「確定書面」→「実際に提供された宿泊機関のサービス」の流れの検証
 (*変更の原因は、旅行者に故意・過失はなく、いずれも宿泊機関の過剰予約とします)

契約書面の記載内容	確定書面で特定したホテル	実際に利用したホテル	旅程保証の要・不要	変更件数
A ホテル、 又は B ホテル	A ホテル	A ホテル	不要	0 件
		<u>B ホテル</u>	要	1 件
		<u>D ホテル</u>	要	1 件
	<u>C ホテル</u>	C ホテル	要	1 件
		<u>A ホテル</u>	要	2 件
		<u>B ホテル</u>	要	2 件
		<u>D ホテル</u>	要	2 件

(注) ランクアップされたホテルへの変更については下記《参考2》を参照のこと。

- (5) 天災地変等不可抗力(約款 29 条第 1 項 (1) イ～ト)の事由により、お客様に明らかに「重要な変更」が発生した場合には、旅程保証の対象にはなりません。
- 但し、いわゆるオーバーブッキング、オーバーフローによる座席、部屋等の不足は、企画旅行業者に故意・過失のある場合(この場合は損害賠償責任の対象となることは前に述べたとおりです)を除いて、原因の如何を問わず旅程保証の対象となります。

《参考1》標準旅行業約款第 29 条第 1 項(旅程保証)

当社は、別表第 2 左欄に掲げる契約内容の重要な変更(次の各号に掲げる変更(運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによるものは除きます)を除きます)が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じた額以上の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内に支払います。

但し、当該変更について当社に第 27 条第 1 項の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、この限りではありません。

(1) 次に掲げる事由による変更

- イ 天災地変
- ロ 戦乱
- ハ 暴動
- ニ 官公署の命令
- ホ 運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
- ヘ 当初の運行計画によらない運送サービスの提供
- ト 参加旅行者の生命又は身体确保安全確保のため必要な措置

(2) 以下省略

《参考2》標準旅行業約款第29条第1項関係（別表第2 変更補償金）

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率（%）	
	旅行開始前	旅行開始後
1 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（含むレストラン）その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（かっこ書き部分省略）	1.0	2.0
4 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更 （注）	1.0	2.0
8 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載のあった事項の変更	2.5	5.0
<p>（注1）「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。</p> <p>（注4）運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。</p> <p>（注2）、（注3）、（注5）、（注6）は省略します。</p>		

（注）（重要）ランクアップされた宿泊機関への変更についての取り扱いについて

平成27年10月1日より、企画旅行契約における旅程保証制度の取り扱いにおいて、個別認可申請により**宿泊機関の名称の変更**に関して変更補償金の支払い事由に変更がなされていますので、要点を記しておきます。

一定の条件の下に、「グレードアップされた宿泊機関への変更については変更補償金の支払い対象とはしない。」とすることができる旅行業約款が、観光庁長官の個別の認可を受けることにより可能となりました。

宿泊機関の等級は、それぞれ旅行者が独自に定めた基準によります。旅行者は、自社で宿泊機関の等級別のリストを定めて、これを取引条件説明書面に記載するなどしなければなりません。

*なお、旅程保証の対象外であっても、お客様との間に契約違反等が発生している場合は、クレームの対象となり、前に述べたように債務不履行として損害賠償金支払いに発展することは必ずありますが、これは旅程保証の問題とは別のことということになります。

旅程保証に関してはまだまだ添乗員の皆さんの中には理解が不十分な方、誤解をしている方も多いようですので、変更補償金の支払いが必要な場合を次のような表にしてみましたので参照して頂ければと思います。

別表第2に記載の変更が生じた原因・状況		考え方	対応方法
旅行者に原因がある場合 (遅刻、旅行者の意思でサービス提供を受けない等)		旅行者の責任	変更補償金も 損害賠償金も 支払わない
旅行業者に原因がある場合 (手配不能、手配ミス、旅行業者のブロックした座席、事前仕入れの部屋のコントロールミス等)		契約不履行	損害賠償金の 支払い
旅行者、旅行業者どちらの原因でもない場合	天災地変、官公署の命令、サービス提供機関側の原因等、旅行業者が関与し得ない事由が原因で、 オーバーフロー状況が発生していない とき	免責	変更補償金も 損害賠償金も 支払わない
	旅行業者が関与し得ない事由が原因だが、 オーバーフロー状況が発生している とき (サービス提供機関のオーバーブック、機材変更、ホテルの一部休館等)	旅程保証	変更補償金の 支払い

2. 「債務不履行」での損害賠償金

契約に基づく義務を果たすことを「債務を履行する」といい、契約にある債務を旅行会社の故意・過失によって義務をきちんと果たさないことを「債務不履行」といいます。

債務不履行の場合には、相手方に損害賠償金を支払わなければならないこととなります。

- * **故意**：自分の行為が損害を与えるであろうことを認識していることをいいます。
 - * **過失**：注意を怠ること、自分の行為が損害を与えるであろうことに気づくべきであるのに、必要な知識を欠いていたり、不注意のため気づかないことをいいます。
- なお、注意を著しく怠った場合を「重大な過失」（重過失）といいます。

3. 「不法行為責任」「債務不履行責任」「旅程保証責任」について

企画旅行実施の際に発生するトラブルの対応の方法を考える際には、この3つの違いを理解していることが必要となります。

下記に簡単に整理して表にしておきましたので参考にしてください。

* 不法行為責任、債務不履行責任、旅程保証責任の主な特徴

	不法行為責任	債務不履行責任	旅程保証責任
責 任	損害賠償金支払い	損害賠償金支払い	変更補償金支払い
お客様との 契約関係	なし	あり	あり
故意・過失	あり	あり	なし
法 律	民 法	民 法	旅行業法・旅行業約款
備 考	故意・過失により他人に損害を与えた場合に生じる責任。 (例) 添乗員が水と間違えてペットボトルの洗剤を飲ませたため、お客様ののどが炎症を起こし入院したような場合（実例です）など。	契約にある債務を旅行業者の故意・過失により履行しなかった場合に生じる責任。 (例) 日程表に記載された下車観光を添乗員が勘違いして車窓観光にしたような場合など。	過剰予約などで契約書面、最終日程表など確定書面に記載された利用運送機関、宿泊機関などの旅行サービス提供機関等に変更が生じた場合に補償金を支払う制度。

(注) 大まかな違いを理解するための区分けです。詳細は、法令、約款等で確認してください。

2について

- 旅行業約款以外で、国内旅客運送約款、JR の旅客営業規則、モデル宿泊約款の中から特に添乗員にとって知っておいてほしい箇所を選んでみました。
- この問題については皆さん比較的良い点数を取って頂けると予想していたのですが、全問正解者は1級で2名、2級で6名という結果でした。
- ②を○、⑤を×と判断（いずれも間違いです）した人が目立ちました。
- それぞれの解説（正誤の理由）を下記に記しておきます。
- ①述べられた内容は間違っています。（国内旅客運送約款第43条第1項：会社の責任）
事故又は事件が、「航空機内で生じた場合のみ」ではなく、「航空機内で生じ又は乗降のための作業中に生じたもの」であるときは、賠償の責に任じる、とされていますので、本事例における「航空機内で生じたものに対してのみ」という箇所が間違っているということになります。
- ②述べられた内容は間違っています。（国内旅客運送約款第35条：無料手荷物許容量）
国内旅客運送約款第35条第2項で、「座席を使用しない幼児については無料手荷物許容量の

適用はありません。」と記載されているだけです。小児運賃の適用される旅客の無料手荷物許容量は大人と同一であるということになります。

ということで、本事例の「小児運賃の適用される旅客の無料手荷物許容量は大人の半分」という箇所が間違っているということになります。

③述べられた内容は正しいものです。(JR 旅客営業規則第 289 条第 2 項 (3) :

急行列車等の運行不能・遅延等の場合の取扱い)

急行列車 (JR でいう急行列車とは、特急 (新幹線を含む)、準急を含みます) の遅延により、着駅到着時刻に「2 時間以上」遅延して到着したときは、急行料金の全額の払い戻しをします、と上記規則に明記されていますので、本事例の記述内容は正しいということになります。

④述べられた内容は間違っています。(モデル宿泊約款第 17 条 : 駐車 の 責任)

宿泊客が旅館 (ホテル) の駐車場を利用する場合、車両のキーの寄託の如何に関わらず、旅館 (ホテル) は車両を置く場所を貸すだけであって、車両の管理責任まで負うものではない。駐車場の管理あたって旅館 (ホテル) の故意・過失により損害を与えた場合にのみ、賠償の責に任じる、と宿泊約款に記載されていますので、本事例は「理由の如何を問わず」という箇所が間違っているということになります。

もちろん、その駐車場が無料である、有料であるかは基本的には関係ありません。

⑤述べられた内容は正しいものです。(モデル宿泊約款第 14 条第 2 項 :

契約した客室の提供ができないときの取扱い)

旅館 (ホテル) は他の宿泊施設のあつ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当旅館 (ホテル) の責すべき事由がないときは、補償料を支払いません、と宿泊約款に記載されていますので、本事例の記述内容は正しいということになります。

3 について

○企画旅行の宿泊地として比較的良好な新聞や募集パンフレットにも載っていることの多い日本の温泉地の特色・特徴から温泉地名を答える問題として出題したものです。

○正解率は例年に比べてかなり良かったように思います。特に①の草津温泉、⑤の鬼怒川温泉はほとんどの方が正解でした。一方、③の玉造温泉の不正解がかなり多かったです。

○この問題の 1 級の解答は「漢字で」と指定していますので、仮名書きは減点とさせていただきます。同様に誤字も減点としました。鬼怒川の誤字が目立ちました。

○ちなみにこの問題での全問正解者は、1 級で 15 名、2 級で 49 名でした。

○出題した温泉地の他にも、宿泊地として取り入れられている温泉地は数多くあります。募集パンフレット等で目にするような温泉地については、それがどこにあるのかを含め、温泉地の特徴等を日頃から頭に入れておくぐらいの研究心があるのが、プロの添乗員としては当然のことと思うのですが。「行ったことがないから知らない、分からない」というのでは、プロの添乗員としていかなものかと思えます。

○出題されているそれぞれの温泉地について、解答に際しての考え方を補足説明しておきます。

①草津 (くさつ) 温泉 (群馬県) が正解です。

「志賀高原の南東山麓」、「日本三名泉」、「湯もみ」の語句がヒントになります。

- ②宇奈月（うなづき）温泉（富山県）が正解です。
「黒部峡谷の入口」、「トロッコ列車の発着駅」の語句がヒントになります。
- ③玉造（たまつくり）温泉（島根県）が正解です。
「山陰地方を代表」、「宍道湖の南岸」、「歴史をもつ」の語句がヒントになります。
- ④由布院（ゆふいん）温泉（大分県）が正解です。
「芸術文化が盛ん」、「金鱗湖沿いを散策」の語句がヒントになります。
- ⑤鬼怒川（きぬがわ）温泉（栃木県）が正解です。
「日光詣で」、「日光市最大」、「関東を代表する温泉地」の語句がヒントになります。

《参考3》日本の温泉地の豆知識

（1）温泉地が日本一多い都道府県は？

温泉地が日本一多い都道府県は、環境省の平成 29 年版環境統計集のデータによれば、北海道で 245 とされています。温泉地とは宿泊設備を備えている温泉場のことで、2 位は長野県で 224、3 位は新潟県で 153、4 位は福島県で 132。一方、温泉地の少ない県の順位は、1 位は沖縄県で 8、以下 2 位が鳥取県で 15、3 位が滋賀県で 23 ということになっています。

（2）源泉数が日本一多い都道府県は？

1 位は大分県で 4342 カ所、2 位は鹿児島県で 2773 カ所、3 位は静岡県で 2263 カ所。全国で、2 万 7201 カ所ほどということのようです（上記（1）におけるデータによる）。

（3）日本一湧出量が多い温泉地は？

日本一湧出量の多い温泉地は大分県の別府温泉で、2 位も大分県の由布院温泉といわれています。

湧出量とは、1 分間に源泉から採取できる湯量のこと、自然に湧き出る量、掘削した量、ポンプなどで汲み上げている量のすべてを合計したものを示しています。ちなみに自然湧出量が一番多いのは、群馬県の草津温泉といわれています。

（4）日本で最も古い温泉は？

いろいろと説はありますが、日本最古の温泉といわれているのは、一般的に日本三古湯として紹介されている、愛媛県の道後温泉、兵庫県の有馬温泉、和歌山県の白浜温泉を指すことが多いようです。これは、『風土記』、『日本書紀』といった書物にこの 3 つの温泉地が登場しているからです（別府温泉、下呂温泉を入れる説もあるようです）。

- ・道後温泉：周辺の地層から約 3000 年前の縄文中期の土器類が発見されていることもあって、かなりの歴史をもつとされる日本最古の温泉の一つで、古来、名湯として知られています。聖徳太子、一遍上人、小林一茶など多くの歴史上の人物が訪れたほか、夏目漱石の小説『坊っちゃん』の舞台になったことでも有名です。
- ・有馬温泉：阪神の奥座敷、六甲山と愛宕山の麓に湯煙を上げる温泉。

その歴史は古く、『日本書紀』に舒明天皇がこの地を訪れたと記述され、奈良時代には行基がこの温泉を使って疾病治癒を始めたと伝えられています。また豊臣秀吉をはじめ、時の権力者や著名人が数多く訪れていることでも有名です。

温泉の泉質を決める代表的な成分のうち、硫黄泉、酸性泉以外の成分がほとんど含まれている珍しい湯質をもっている温泉地として知られています。

- ・白浜温泉：斉明天皇や天智天皇をはじめ多くの天皇・皇族が行幸・お成りしたといわれる歴史ある名湯。太平洋に突き出した半島先端の海辺に湧く湯は万葉の時代から人々に親しまれ、1300年あまりもの伝統を誇っています。現在はリゾート気分満載のレジャー温泉地として毎年300万人以上の観光客がこの地を訪れているようです。

- (5) ・高所日本一にある温泉：富山県みくりが池温泉（標高2410m）
 - ・酸性泉日本一の温泉：秋田県玉川温泉（pH1.2）
 - ・アルカリ性泉日本一の温泉：埼玉県都幾川（ときがわ）温泉（pH11.3）

(6) 東西南北最端の温泉

- ・最北端：稚内温泉 北海道
- ・最南端：西表島温泉 沖縄県
- ・最東端：羅臼温泉 北海道
- ・最西端：田の浦温泉 長崎県

(7) ところで温泉とは？（過去の解説書でも触れていますが）

添乗員の知識として、次のことぐらいいは知っておくことも大切ではないでしょうか。温泉法では、かなり広い意味で次のように定義されています。

「地中から湧出する温水、鉱水及び水蒸気、その他のガス（炭水化物を主成分とする天然ガスを除く）で、**温泉源から採取されるときに温度が25℃以上か、硫黄、ナトリウム、カルシウム、ラドンなど温泉法で定められた物質が1種類以上かつ、規定量以上含まれているもの**」、すなわち、温度が25℃以上あれば含まれる成分の有無には関係なく「温泉」の指定を受けることができ、一方、含まれる成分のうち1種類以上が基準を満たしていれば25℃以下の冷たい水であっても「温泉」ということになります。

温泉は温度や化学成分など様々な側面から分類され、硫黄泉、食塩泉、放射能泉など10余種類に大別され、源泉としては、上記(2)で記しているように全国で約2万7000以上あるといわれています。

4について

- 日本各地にはそれぞれの土地や地域を代表する名物料理や郷土料理が数多くあり、募集型企画旅行においても盛り込まれることの多いものについての出題です。
- 設問にも記載されている通り、募集チラシ、パンフレット等によく出てくるような代表的な郷土料理についての知識は添乗員として必須事項です。特に設問の語群に記されているような料理名については、それがどの地区のものなのか、どんなものなのか、その特徴などお客様からの質問に答えられるようにしておきたいものです。
- この問題での全問正解者は、1級で18名、2級で55名。ほとんどの人が、8割以上の得点を得ていたようです。

○解答、考え方、補足説明を下記に記しておきます。

①「キ」の「皿鉢料理」(高知県)が正解です。

「大皿」、「カツオのたたき」、「刺身やすしを盛りつけた」がヒントになるでしょう。

土佐(高知県)を代表する豪勢な宴会料理。九谷(くたに)焼や有田焼の直径50センチメートル以上もある大皿や鉢を使うところから、この名があるようです。料理はなま物、すし、組み物が柱になるが、祝い膳(ぜん)にはこれにタイの生けづくりが必ず加わります。なま物はタイやカツオ、貝など旬(しゅん)の魚貝を刺身にして盛り合わせます。組み物の皿には、煮物、焼き物、揚げ物などを盛り合わせ、すしはサバの姿ずしを中心に海藻や魚の押しずしなどが並びます。これらのほかに、そうめんの皿や、フルーツの盛り合わせ、前菜の鉢などが加わることもあります。

②「エ」の「卓袱料理」(長崎県)が正解です。

「和洋中折衷」、「一つの円卓を」、「宴会料理」がヒントになるでしょう。

「卓袱(しっぽく)料理」は和食、洋食、中華料理が融合した国際色豊かなコース料理で、大きな円卓に多くの料理を並べる長崎県の郷土料理です。別名「和華蘭(わからん)料理」とも呼ばれ、長い歴史の中で異国の影響を受け続けてきた国際都市「長崎」だからこそ生まれた料理ともいえます。「卓袱料理」は一つの大きなテーブル、円卓に大皿を並べて大勢で各自が取り分けて食べるのですが、同じ形式の料理は中華料理にあり、「卓袱料理」の基本は中華料理にあります。中華料理のように大きなテーブルに料理をのせた大皿を並べて、料理にはポルトガルやオランダ(蘭)など西洋の洋食、そして日本の伝統の和食文化を取り入れたのが「卓袱料理」ということになります。現在は長崎では結婚披露宴などの冠婚葬祭によく登場する料理となっています。

③「ア」の「しょつつる鍋」(秋田県)が正解です。

「魚の塩漬け」、「ハタハタ(魚)」、「鍋料理」がヒントになるでしょう。

しょつつる鍋とは、ハタハタに塩を加えて漬け込んで作った魚醬に、白身の魚や豆腐、野菜類、きりたんぽなどを加えて煮た鍋料理。

かつて、帆立の殻を鍋の代わりに使っていたことから「塩汁貝焼き(しょつつるかやき)」とも呼ばれているようです。

秋田ではハタハタが大量に獲れたため、生で食べきれない分を原料にして作っていた魚醬を調味料として使っていたのが発祥とされています。

④「ツ」の「ほうとう」(山梨県)が正解です。

「山梨県」、「手打ちうどん」、「みそ味で煮込んだ」がヒントになるでしょう。

山梨県の山間部では米作りがむずかしく、蚕(かいこ)を飼って絹糸をとることで暮らしていました。蚕のえさとなる桑(くわ)を作り、桑の収穫が終わったあとは、麦を栽培しました。収穫した麦をめんにして、季節の野菜のカボチャ、ジャガイモ、ニンジンなどといっしょにみそで煮込んで食べたのがほうとうです。

「ほうとう」には、さまざまないわれや歴史があり、自然発生説や、いくつかの諸説がありその一部をご紹介します。

平安時代に、こねた小麦粉を麺棒で細長く伸ばし、煮込んだうどん「餺飩」（ハクタク）の音が転じて「ほうとう」に変わったものであると言われています。

清少納言の「枕草子」にも「熟瓜（ホゾチ）ほうとう参らせんなどとどむるを」とあることなどからみますと、奈良平安時代の頃、高僧（遣唐使）などによって、大陸から我が国にもたらされたと考えられます。また戦国時代に武田信玄公が、甲州に出入りした高僧（遣唐使）から伝承された陣中食で、俗に“武田汁”と言われ、生麺と季節の野菜を使い味噌汁の中で煮込むというもので、手間がかからず、消化も良く栄養価も高いことから、野戦食として用いられたと伝えられています。

またあるひとつの説では、武田信玄公自ら伝家の宝刀で、麺を細長く切ったことから、“宝刀”（ホウトウ）の名が生まれたという伝説もあります。

⑤ 「ス」の「バラ寿司」（岡山県）が正解です。

「海の幸」、「ちらしすし風」、「祭り寿司」がヒントになるでしょう。

江戸時代、備前岡山の名門であった池田光政は、家来や領地の人々に贅沢をしないようにと、「食事は一汁一菜とする」というお触れを出しました。そこで、祭りの日など特別な日にごちそうを食べたい人々は、魚や野菜を目立たないようにすし飯にまぜ、見た目は一汁一菜ですが、中にはたくさんの具が入ったごちそうである「ばら寿司」を考えました。

「ばらずし」に入れる魚や野菜は、家庭や地域によってさまざまです。アナゴのほかにもサワラ、モガイ、エビなどの魚介類や、タケノコやゴボウを入れることもあります。気候がおだやかな岡山県は、瀬戸内海の魚や野菜、果物などたくさんの食材に恵まれています。

「ばら寿司」は岡山県の特産物をたくさん使った、はなやかな料理です。

第3問

次の①～⑤の写真はいずれも日本の有名な観光地を写したものです。それぞれの名称（指定されたものの名称）及び、所在地（都道府県名）を解答欄に記入しなさい（所在地のみの正答は得点になりません）。

写真① 近くには池田湖や長崎鼻、
別名薩摩富士。この山の名



写真② 蔵造りの町並み、時の鐘、
小江戸。この町の名



写真③ 軽井沢、浅間山の伏流水、
高さ3m巾70m。この滝の名



写真④ 鯉が泳ぐ白壁の古き街並み、
山陰の小京都。この町の名



写真⑤ かつては透明度世界一、
アイヌ伝説、霧。この湖の名



出題の趣旨

- 旅行会社の募集パンフレット、新聞・テレビ等で頻繁に目にする観光地、観光スポットなどのビジュアルな面に対しても業務知識として身に付けているか。

解 答

	①	②	③	④	⑤
名 称	開聞岳	川越市	白糸の滝	津和野町	摩周湖
都道府県名	鹿児島県	埼玉県	長野県	島根県	北海道

解 説

- 写真を見て（ヒントも併せて）指定された観光地の名称を答える問題です。
- 今回もかなり見慣れた観光地だったわりには、出来はあまり良くなかったように思います。
- 日本各地の観光スポットの中でも、出題した写真の5ヶ所はいずれも旅行会社の募集パンフレットや観光ポスター、テレビの旅番組等に必ずといってよいほど載っていたり、出てくる有名なものばかりであったため、皆さんにとってはやさしすぎたかとも思っていたのですが。
- 配点は名称と所在地（都道府県名）ともに正解で2点、名称のみ正解の場合は1点、名称が正解でない場合は得点はありません。ということで、満点の方は1級で5名、2級で20名、逆に得点を得られなかった方は1級で2名、2級で3名という結果になりました。
- ①の開聞岳を桜島、雲仙岳に、②の川越市を足利市、秩父市に、③の白糸の滝を白紙解答に、④の津和野町を萩市に、⑤の摩周湖を阿寒湖、田沢湖とした答え等が目立ちました。
- 過去にも何件か見受けられ、解説でも触れてきましたが、今回もひらがな書きの解答がありました。観光スポットの固有名詞や都道府県名ぐらいは漢字で書いてほしいと思います。
- また、今回も正解にはしましたが、設問には「都道府県名を」と問われていますので、例えば「鹿児島」ではなく「鹿児島県」と最後まできちんと書くべきでしょう。
- なお、川越市は埼玉県（東京都ではありません）、津和野町は島根県（山口県ではありません）。白糸の滝の名称は正解なのですが、所在地を間違えた方が結構多かったようです。もっとも白糸の滝というのは全国に数十カ所あるようですが、この問題では、ヒントで軽井沢と明記されていますので注意すれば正答が得られるのですが……。他を含めて所在地の不正解も目立ちましたので参考までに。
- 参考までにそれぞれの観光スポットの概略を記しておきます。

①開聞岳（鹿児島県指宿市 薩摩半島南端）

開聞岳は、標高924メートルで、コニーデの上にトロイデをのせた二重式火山で活火山です。整った山頂となだらかな稜線が美しく、その美しい姿から秀麗「薩摩富士」の異名があり、「日本百名山」にも数えられています。薩摩半島の南端に半島状に東シナ海へ突き出す円錐状の活火山で霧島錦江湾国立公園に位置し、周囲に山がないため、南薩のほとんどの地域からその円錐形の姿を見ることができ、まさにこの地のシンボルとなっています。

暖地性常緑広葉樹に覆われ、亜熱帯型のウバメガシ、ナギラン、オバヤドリギ、キリシマシヤクジョウソウなど珍しい植物が多く生育しています。山頂は巨石に覆われ、ゴツゴツとした岩の上に立つ頂上から望む大パノラマは圧巻で、錦江湾の海岸線、佐多岬、桜島、池田湖、長崎鼻、鹿児島の観光名所を一度に味わうことができます。

片道が約5キロの道のりを3時間程度で麓から頂上まで登ることができ、季節を問わず登山客で賑わっています。

開聞岳には他にも別名が多く、「海門岳」という名は、錦江湾の海門に当たる場所にちなんでいるといわれています。また、枚聞大神（ひらききのおおかみ）が宿る神体山といういわれから「枚聞岳」とも古くは呼ばれていたようです。

◎写真は長崎鼻から太平洋と開聞岳を撮ったもの。

②川越市（埼玉県川越市）

かつて新河岸川舟運で栄えた川越は、江戸との文化・商業の交流が盛んに行われていました。今でも重厚感あふれる蔵造りの商家が並び、多くの寺社が点在する素敵な町です。特に江戸城とのつながりが深かった喜多院や氷川神社、そして当時の庶民の生活がうかがえる菓子屋横丁など、江戸の風情が町のそここに残っています。おもな見どころを記しておきます。

- ・蔵造りの町並み：川越が「小江戸」と呼ばれるように、当時、江戸の文化が次々と入ってきましたが、その中でも代表的なのが商家の蔵造りです。
享保5年（1720年）、幕府の勧めで江戸の町に耐火建築として、蔵造りの商家が建ち並ぶようになりました。そして、江戸との取引で活気にあふれていた川越の商家もこれにない、蔵造りにする商家が増え、その名残りが今の町並みをつくっているのです。
- ・時の鐘：小江戸川越の町並みに見事にマッチしている川越のシンボル。木造3層の高さは約16mとほぼ奈良の大仏様と同じで、現在も、6時、12時、15時、18時の一日4回、鐘を鳴らし続けています。残したい日本の音風景100選にも認定されています。
- ・菓子屋横丁：蔵造りの商家が並ぶ通りから3～4分、路地に入った一角に、昔懐かしい駄菓子屋さん軒が並んでいます。子供の頃食べたあのお菓子を求めて、今日も観光客が大勢訪れています。時間によっては実際に飴などを作っている作業風景なども見学することができます。かおり風景100選にも認定されています。
- ・喜多院：正式には星野山無量寿時喜多院といい、慈覚大使の創建といわれています。多くの重要文化財を所蔵、特に江戸城から移築された「3代将軍家光誕生の間」や「春日局化粧の間」は有名です。また境内にある、喜怒哀楽のユーモラスな表情の五百羅漢が人気を集めているようです。
- ・氷川神社：川越の総鎮守で、本殿欄間の彫刻は県指定の重要文化財。毎年10月に行われる「川越まつり」は、同神社の秋の例大祭です。

◎写真は、蔵造りの町並みにて川越のシンボル「時の鐘」を撮ったもの。

③白糸の滝（長野県軽井沢町）

軽井沢の名所として知られる滝。高さは3mほどですが、幅が70mもあり、岩壁のそこかしこから流れ落ちる地下水が白い絹糸のカーテンのような美しい景観をつくり出しています。この滝の水源は浅間山の伏流水なので、滝の上に川はなく、目を凝らして見ると黒い岩肌から水が湧き出しているのがわかります。周囲を覆う木立との対比も美しく、初夏は新緑、秋はまばゆいばかりの紅葉、冬の雪景色と四季折々の美しさで人々を魅了しています。

一般に、流下する水の様子が白糸や絹糸を垂らしたようであることから名付けられ、北は北海道から南は九州大分県に至るまで日本全国各地に同名の滝が多数存在します。1本の糸のような細い滝から、落水が幾筋にも分かれる滝幅が広いものまで姿形は様々です。

◎写真は白糸の滝とその前面にある滝壺状の池を撮ったもの。

④津和野町（島根県津和野町）

津和野は、山あいには白壁と赤瓦の家並みがつづき、西に山城の跡が見える城下町です。汽笛は山にこだまします。どんど焼き、苗木市、鷺舞などがあり、カルタ取り（百人一首）も盛んなところ。町には、縦横につながった水路があります。むかしの家も残っています。さくら、つつじ、新緑、もみじ、山は四季おりおりに色を変えます。時雨や夕立も風情があります。秋が深まると町は霧につつまれる日が多くなります。冬の星空はきれいです。雪が降ると赤い屋根は白に変わります。狭い町です。歩いてください。津和野のこぼれ話を聞いてください。（津和野町商工観光課のパンフレットより）

殿町通りの武家屋敷や白壁の土塀、その町並みの掘割に鯉が泳ぐ風情から「山陰の小京都」といわれる町です。

殿町通り：保存地区の南端に位置する殿町通りは、江戸初期に坂崎氏が館を構えたところで、江戸時代を通じて筆頭家老の田胡氏をはじめとした上級家臣の居住地でした。後に整備されたなまこ塀の土塀やむかしの門構えとあわせ、当時の雰囲気は今に伝えています。さらに昭和に入りカトリック教会が殿町通りの北端の東側に建てられました。キリシタン弾圧による殉教者を弔うために建てられたもので、津和野の歴史を物語るうえで貴重な建築物となっています。

その他津和野の町には、森鷗外の旧宅、西周の旧宅、永明寺、津和野城址、大鼓谷稲荷神社、旧堀氏庭園などの、見どころがあります。

◎写真は殿町通りにて掘割にコイが泳ぐ白壁の町並みを撮ったもの。

⑤摩周湖（北海道弟子屈町）

透明度 41.6mの世界記録（昭和 58 年の再調査では 35.8m）をもつ摩周湖は、7000 年ほど前に摩周火山の噴火でできたといわれるカルデラ湖です。摩周ブルーと呼ばれる独特の深みを帯びた青い湖水。そして 1 年のうち半分以上は霧が立ち込め、その霧の動き一つ一つにも刻々と表情を変える神秘的な姿を見せてくれます。

摩周湖には直接、湖に流れ込む川も流れ出る川もありません。また、夏場でも 14℃前後と年間を通して水温が低いため、植物を含めてあらゆる生物が生息しにくい環境にあります。これらの要因から湖水に不純物が発生しにくく、高い透明度を保っているといわれています。湖の中央には小さく可愛らしいカムイッシュ島が浮かび、湖面にアクセントを加えています。

◎写真は、摩周第一展望台より摩周湖を撮ったもの。

第4問

次の各観光地、観光スポット等の説明文のうち、1～5についてはそれぞれの選択肢の中から最も適当なものを選びその番号を、6～10については該当する最も適当な名称・語句を解答欄に記入しなさい。また、後記資料(業務知識第4問解答用日本地図の地図上、ア～ミよりそれぞれ1～10に最も関係の深いものを選び、記号で答えなさい。

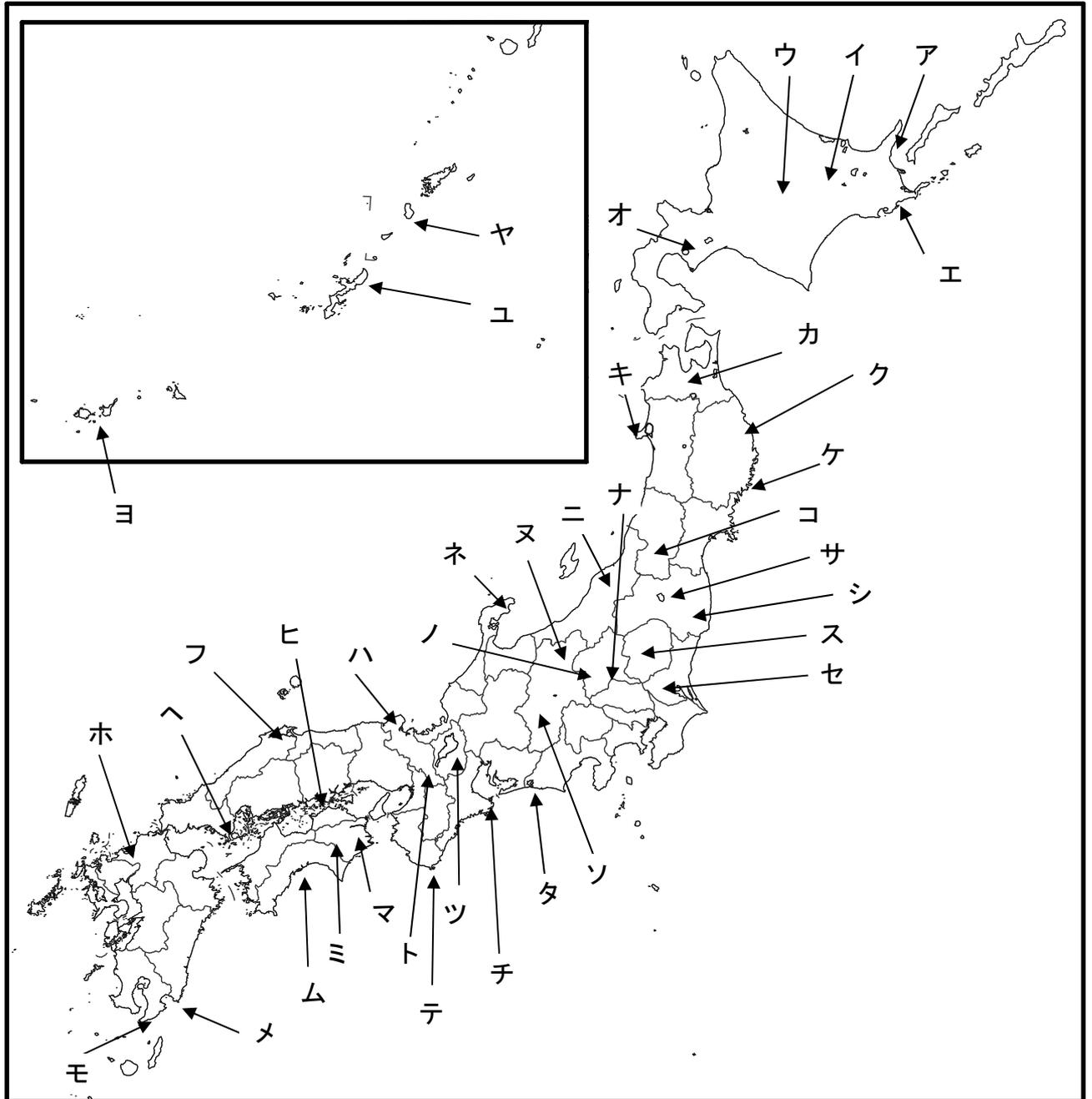
- 1 野生馬が生息し断崖はソテツの木が密生する、牧歌的な風景が見られる日南海岸最南端の黒潮の海に突き出した岬。
①都井岬 ②入道岬 ③佐多岬 ④辺土岬
- 2 約 8000 万年という歳月をかけて造られたものといわれる鍾乳洞で、洞内は縦穴、横穴が交錯した立体構造になっている。滝根御殿などと名付けられた幻想的な自然美を楽しむことができる。
①玄武洞 ②龍泉洞 ③あぶくま洞 ④天窓洞
- 3 浦戸湾口の竜頭岬と竜王岬の間に広がる景勝地。月の名所として知られ、坂本龍馬の銅像が太平洋を眺めて立っている。
①弓ヶ浜 ②七里ガ浜 ③桂浜 ④鞆の浦
- 4 白鳥の飛来地として全国的に有名で、日本で初めて野生の白鳥の餌付けに成功したことで一躍注目を浴びた。初冬のピーク時には 5000 羽を超える白鳥が飛来するとか。平成 20 年にラムサール条約登録地に。
①十三湖 ②風蓮湖 ③野尻湖 ④瓢湖
- 5 張子の武者人形灯籠の山車の周りで「はねと」たちが「ラッセラッラッセラー」のかけ声で踊りまわる祭り。
①ねぶた祭 ②花笠まつり ③阿波踊り ④博多どんたく
- 6 錦川にかかる 5 連アーチ型の木橋で、日本三奇橋の一つ。対岸の城山に岩国城を望む。
(2 級用選択肢 ①はりまや橋 ②錦帯橋 ③眼鏡橋 ④かずら橋)
- 7 徳川幕府の重臣・井伊氏の居城だった城で、国宝 5 城の一つ。月明かりに浮かぶ天守は特に美しく琵琶湖八景の 1 つに数えられている。別名「金亀城」と呼ばれている。
(2 級用選択肢 ①松本城 ②犬山城 ③彦根城 ④二条城)
- 8 阿寒国立公園内にあり標高 500m 程と、それほど高くはない峠だが、目の前に広がる屈斜路湖、その彼方の硫黄山、摩周湖の光景は思わず息を呑むほどのスケール。
(2 級用選択肢 ①狩勝峠 ②石北峠 ③オロフレ峠 ④美幌峠)

- 9 中禅寺湖北岸にそびえる円錐形の成層火山で、日光国立公園を代表する山でもある。全山が二荒山神社の神域で、山頂には奥社がある。
(2級用選択肢 ①磐梯山 ②浅間山 ③妙義山 ④男体山)
- 10 鳥居峠という難所をひかえた中山道の木曾路に位置し、1km にわたって江戸時代の旅籠そのままの旅館や公民館として使用されている本陣など宿場時代の街並みが、そのままの形で残され、往時の様子を今に伝えている宿場町。
(2級用選択肢 ①関宿 ②大内宿 ③奈良井宿 ④妻籠宿)

(注1) 2級の出題については、1～10 すべてそれぞれの選択肢の中から選択して解答する問題として出題しています。

別紙資料「業務知識」第4問解答用 日本地図

*この日本地図は「業務知識」第4問の解答にのみご使用下さい



出題の趣旨

○観光地、観光スポットを中心とした添乗業務に必要と思われる知識（観光地、観光スポット等の名称、特色、所在地など）が身に付いているか。

解 答

	1	2	3	4	5
答	①	③	③	④	①
地図番号	メ	シ	ム	ニ	カ
	6	7	8	9	10
答	錦帯橋 (②)	彦根城 (③)	美幌峠 (④)	男体山 (④)	奈良井宿 (③)
地図番号	ヘ	ツ	イ	ス	ソ

(注) 6～10の答欄の②、③・・・は2級の解答です。

解 説

○観光名所等についての選択及び記述解答の問題です。この問題は解答が正解でかつ地図上の位置選択も正解であってはじめて得点になります。すなわち、どちらか一方のみの正解では得点になりません。

○地図上の位置選択を間違えた、あるいはどこにあるのか知らないと思われる受験者が毎年のように少なくないのには少々驚かされています。

○観光地、観光スポットについては7割以上の方が正解だったのですが、地図での位置選択を誤ったため、得点に結びつかなかった方がかなり見受けられました。

地図での位置選択が全滅だった方がかなりいましたので、この部分の勉強もお願いします。

○誤答が多かったものに、2のあぶくま洞を玄武洞や龍泉洞に、4の瓢湖を風蓮湖や十三湖に、8を石北峠やオロフレ峠、10を妻籠宿や馬籠宿としたものが目立ちました。

○地図から位置を選ぶよう問われているのに、設問をよく読まなかったのか今回も県名を書いた方がいましたが、設問はしっかり読みましょう。

○なお、今回も前年と同じようなコメントをしなくてはなりませんが、仮名、誤字、当て字がかなり見受けられました。観光地等の固有名詞については仮名ではなく、漢字で正確に書くことができるようにしてほしいものです。

誤字の例：6の錦帯橋→金体橋、10の奈良井宿→名良井宿。

○この問題での全問正解者は、2級の1名のみ。7割以上の得点を得た人は、1級で3割、2級では4割ほどという結果でした。

○それぞれの解答にあたっての考え方及び、選択肢（2級の6～10を含む）にある語句についての概要を記しておきます。

1 ①の「都井岬」（宮崎県・日南海岸の南端）が正解です。

「野生馬」、「ソテツの木」、「日南海岸最南端」がヒントになるでしょう。

②入道岬：秋田県。日本海に突き出た男鹿半島先端の岬。

③佐多岬：鹿児島県。錦江湾の東に位置する大隅半島先端の岬。

- ④辺戸岬：沖縄県。沖縄本島最北端の岬。高さ約20～70mの石灰岩質の海食崖が続く。岬の先端近くにカルスト地形が発達、南西2kmに辺戸岬灯台が建っています。沖縄海岸国定公園に属し、はるか北方に鹿児島県最南端の与論島を望む岬は本土復帰闘争において重要な役割を担った祖国復帰記念碑が建てられています。断崖上は一面芝生で、そこからの太平洋と東シナ海の波が打ち合っている景観は素晴らしいものです。

2③の「あぶくま洞」（福島県）が正解です。

「約8000万年」、「堅穴、横穴が交錯した立体構造」、「滝根御殿」がヒントになるでしょう。

- ①玄武洞：兵庫県豊岡市赤石の円山川東岸にある洞窟、160万年前の火山活動で流出したマグマが冷え固まってできた玄武洞。国の天然記念物に指定されています。
玄武岩が積み重なった、六角形の柱を束ねたような不思議な美しさです。自然がつくり出した芸術ともいうべき、見事な柱状の節理（岩石の割れ目）で知られる玄武洞。全部で5つの洞から成り、亀甲に似た六角形の石柱が群立しています。世界で初めて地球磁場の反転説が提唱されるきっかけとなった場所としても知られています。
- ②龍泉洞：岩手県岩泉町、国の天然記念物。洞内はすでに知られているだけでも3600m以上あり、その全容は5000mに達するといわれています。また、奥から湧き出る清水が数箇所をわたって地底湖を形成しており、中でも第3地底湖は水深98mで、世界有数の透明度を誇っています。研ぎ澄まされた大自然の息吹を秘めるドラゴンブルーの湖水は洞内の無数の鍾乳石とともに幻想的な世界へ誘います。地下水と地底湖が美しい日本三大鍾乳洞の一つ。
- ④天窓洞：静岡県の伊豆半島の堂ヶ島にある天窓洞は長さ約150mの海食洞窟。白い凝灰岩からできていて長い年月の波によって蜂の巣のように海蝕トンネルが開けられています。洞窟の中央部は、天井が丸く抜け落ち天窓をなし、洞内が明るいため舟が自由に航行できます。太陽の光が海面に射し込んでエメラルド色の海面がとても神秘的。国の天然記念物に指定されています。

《参考1》柱状節理について

熔岩などの流動体が冷却すると表面に核が形成され、これを中心に固化が始まる。表面の状態がどこも同じであれば、等距離の点に核ができて固化が始まり体積が収縮するため、表面には蜂の巣に似た六角に近い形のひび割れが形成される。さらに表面から直角に内部に向かって固化し体積が減少するため、六角柱のような岩石柱の集合が形成される。これが柱状節理で、地表に流出した溶岩流ではしばしば観察することができる。

（岩石学辞典より）

○柱状節理が見られることで知られる場所として下記の観光スポットがあります。

- ・北海道：層雲峡（溶結凝灰岩の柱状節理）
- ・秋田県：筑紫森岩脈（黒雲母流紋岩の柱状節理）
- ・長野県：寝覚ノ床（深成岩の柱状節理）
- ・福井県：東尋坊（安山岩の柱状節理）
- ・兵庫県：玄武洞（玄武岩の柱状節理）
- ・岡山県：荒戸山（玄武岩の柱状節理）
- ・福岡県：芥川大門（玄武岩の柱状節理）

- ・佐賀県：七ツ釜（玄武岩の柱状節理）

《参考2》日本三大鍾乳洞について

- ・**龍泉洞**：岩手県岩泉町。龍泉洞については上記を参照してください。
- ・**秋芳洞**：山口県秋芳町。秋吉台の南麓に開口する日本最大級の鍾乳洞で特別天然記念物に指定されています。洞は支洞の少ない水平洞で、全長は推定10kmですが、洞奥約2kmの琴ヶ淵までが調査されており、その先は水中洞となっていて、洞内には地下河川が流れ、各所に山・淵（ふち）・急流がみられます。石灰華段丘の百枚皿、石柱の黄金柱、鍾乳石の傘づくしなどの奇勝が展開。コウモリをはじめ、退色したり眼のない生物も多種生息。一般公開されているのは照明設備のある約1.5kmの間で、洞内は最も長い所で200m、最も天井の高い所で40mあり、地下水に溶存しています。炭酸石灰分が沈澱して、上記のようなさまざまな石灰華生成物が発達しています。
- ・**龍河洞**：高知県土佐山田町。山頂付近の盆地にたまった雨水が、永い時を経て創りあげた全長約4km（探勝コースは約1km）の神秘の洞窟は、なんと1億7500万年の歳月を有した石灰岩の鍾乳洞。国指定天然記念物及び史跡になっており、出口付近では弥生時代の土器、石器が出土しています。古代人の遺した「神の壺」や、石筍や石柱など見どころは盛りだくさん。ヘルメットにヘッドランプをつけ、ナビゲーターと共にまっくら闇を進む冒険コース（予約制）もあるようです。

3③の「桂浜」（高知県）が正解です。

「浦戸湾口の竜頭岬と竜王岬の間」、「月の名所」、「坂本龍馬の銅像」がヒントになるでしょう。

- ①弓ヶ浜：鳥取県北西端、中海を外海から分かつ大砂州で、「夜見ヶ浜」とも呼ばれ、出雲の国引き伝説ゆかりの地。
- ②七里ガ浜：神奈川県鎌倉市の南西部にあり相模湾に面した約3kmほどの浜。
- ④鞆の浦：広島県 鯛網漁や仙酔島で有名な瀬戸内海の景勝地。アニメ「崖の上のポニョ」の舞台にもなったことでも知られています。

4④の「瓢湖」（新潟県）が正解です。

「白鳥の飛来地」、「日本で初めて野生の白鳥の餌付けに成功」、「ラムサール条約登録地」がヒントになるでしょう。

- ①十三湖：青森県で3番目に大きな湖で十三の河川が流れ込むので十三湖といわれています。また、海水と淡水が混混合した汽水湖で、ヤマトシジミの生息する自然豊かな湖といわれています。
- ②風蓮湖：北海道、根室湾に面した湖で、周囲約96kmの巨大な汽水湖。周囲には海岸砂丘、草原、湿地、森林と変化に富む自然環境が広がり、ハマナス・エゾスカシユリ・センダイハギなど多様な植物が生育。野鳥の宝庫としても知られ、タンチョウ（特別天然記念物）など、約240種にもものぼる鳥類が観察できる国内屈指のバードウォッチングエリアとなっています。ラムサール条約登録地。

- ③野尻湖：長野県、斑尾山溶岩の堰止湖で、西に黒姫山、北西に妙高山があり、ナウマン象の化石が発掘されたことで知られています。1962年から1965年まで長野県の野尻湖で実施された4次にわたる発掘調査では、大量のナウマンゾウの化石が見つかっています。このときまでナウマンゾウは熱帯性の動物で毛を持っていないとされていましたが、野尻湖発掘により、やや寒冷な気候のもとにいたことが明らかになっています。

《参考3》ナウマン象について

更新中期から後期のころ、日本～中国などに栄えたゾウ。化石は東京周辺、浜名湖周辺、野尻湖、瀬戸内海など日本各地で発見されています。インドやヨーロッパにいたパレオロクソドン類の一種だが、体が小さく（肩高2～3m）、牙（きば）がねじれています。ドイツ人地質学者 E. ナウマンを記念し命名されたようです。

- 5①の「ねぶた祭」（青森県青森市）が正解です。

「張子の武者人形灯籠」、「はねと」、「ラッセラッラッセラーのかけ声」がヒントになるでしょう。

- ②花笠まつり：山形県山形市、花笠踊りに合わせて繰り広げられる夏祭り。青森ねぶた、秋田竿灯、仙台七夕に加え「東北四大祭り」と呼ばれています。
- ③阿波踊り：徳島県徳島市、「えらいやっちゃ・・・」でおなじみの熱狂的な踊りで知られる祭りで、毎年8月中旬に行われています。
- ④博多どんたく：福岡県福岡市で毎年5月3日、4日の2日間に開催される国内最大級の動員数を誇る都市祭り。「どんたく」の名称は、オランダ語の Zondag(休日)が語源だといわれています。

- 6 「錦帯橋（2級は②）」（山口県岩国市）が正解です。

「錦川」、「5連のアーチ型の木橋」、「日本三奇橋の一つ」がヒントになるでしょう。

山口県岩国市を流れる錦川に架けられた橋で、大きさは全長193.3m、幅5m、石積みの柱を橋脚としてアーチ状の橋を5つ繋げた構造となっており、組木の技術を使うことで釘を1本も使わずに作り上げられているのが特徴となっています。

- ①はりまや橋：高知市のよさこい節に歌いこまれて有名になった橋で、ここを越えると「龍馬に会える道」に通じています。
- ③眼鏡橋：長崎市にある日本最古のアーチ型石橋で、浦上天主堂、グラバー邸とともに市内の観光名所となっています。
- ④かずら橋：下記《参考4》に記載。

《参考4》日本三奇橋について

日本の古橋の中でとくに構造的に変わったものとしてあげられてきた以下の3橋を一般的にはいわれていますが、かずら橋の代わりに日光の神橋をいう説もあるようです。

- ・山口県の錦帯橋：上記に記しているので省略します。
- ・山梨県の猿橋：橋脚を全く使用せず、両岸から4層の刎木（はねぎ）という支え木をせり出すことによって橋を支えている独特の構造をしています。大きさは全長30.9m、

幅 3.3m、水面からの高さは 31m で、江戸時代には街道の重要な橋でもあったようで、現在、国の名勝に指定されています。

- ・ **徳島県のかずら橋**：祖谷のかずら橋と呼ばれ、国の重要文化財にも指定されている吊り橋で、平家の落人が追手から逃れるため、すぐにでも切り落とせるようにと山野に自生する重さ約 5 トンにもなるシラクチカズラで編まれた全長 45m、水面からの高さ 14m の橋。今では、3 年毎に安全のために架け替えられているようです。
- ・ **神橋**は、栃木県の日光山中を流れる大谷川にかかる橋です。川の兩岸の崖に乳の木と呼ばれる木を埋め込み、その上に橋桁を渡した独特の工法で仕上げられた橋で、国内でも類を見ない独特な構造となっています。

7 「彦根城（2級は③）」（滋賀県彦根市）が正解です。

「国宝 5 城の一つ」、「琵琶湖八景の一つ」、「金亀城」がヒントになるでしょう。

①松本城：《参考 5》に記載。

②犬山城：《参考 5》に記載。

④二条城：京都市内にあり、かつて徳川家康が宿所としていた邸宅用の平城。幕末に徳川慶喜が大政奉還を発表したところとしても有名です。

《参考 5》 国宝 5 城について

日本には天守が国宝に指定されている城が 5 つ（姫路城、彦根城、犬山城、松本城、松江城）あります。これらの城を「国宝 5 城」と呼びます。いずれも江戸時代から残る現存天守で、天守内を見学することができます。

- ・ **姫路城**：白漆喰の塗籠と流麗な曲線をもつことから、別名を白鷺城と呼ばれ、日本に残された最大規模の古城で、連立式天守閣として、1993 年日本初の世界文化遺産に登録されています。
- ・ **彦根城**：徳川四天王のひとりである井伊直政の子、直継によって築かれた城。幕末に起きた「桜田門外の変」で暗殺された大老、井伊直弼は藩主となるまでをこの城下で過ごしており、当時の屋敷は「埋木舎（うもれぎのや）」としていまも現存しています。
- ・ **犬山城**：李白の詩にちなんで、「白帝城」とも呼ばれているほど美しい木曾川河畔に建つ城で、その天守は全国の現存するもののなかで最も古いという説もあるとか。
- ・ **松本城**：もともとは武田氏の城で「深志城」と呼ばれていました。松本城は季節ごとにさまざまな表情を見せますが、なかでも雪景色に染まった天守の姿は見事で、また、珍しい連結複合式天守の城でもあります。
- ・ **松江城**：別名千鳥城。山陰に唯一現存する城で、高さ 30m、5 層 6 階の天守は桃山様式の天守として築城当時のままの姿を残しています。また、松江城は宍道湖の湖岸に建てられており、に日本三大湖城（松江城、膳所城、高島城）の一つでもあります。築城当時からいまも残る松江城を囲む約 3.7km の堀川を小舟でめぐり「堀川めぐり」も楽しめます。

《参考 6》 琵琶湖八景について

びわ湖全体に広がる、その雄大さと変化に富んだ風景を広く紹介するため「琵琶湖八景」

が選ばれました。

- ①「**暁霧**」**海津大崎の岩礁**：荒々しく、雄大な風景が見られ湖面から立ちのぼる霧が岩礁をつつんで、幻想的です。
- ②「**涼風**」**雄松崎の白汀**：“松は緑に砂白き・・・”と、「琵琶湖周航の歌」に歌われています。
- ③「**煙雨**」**比叡の樹林**：深い樹林の中に、延暦寺などが建ちならび、雨にかすむ静かな雰囲気が感じられます。
- ④「**夕陽**」**瀬田石山の清流**：夕日に映える瀬田川の流れるには日本三名橋の一つ唐橋がかかり、美しい風景です。
- ⑤「**新雪**」**賤ヶ岳の大観**：賤ヶ岳は、羽柴秀吉と柴田勝家が戦った「賤ヶ岳の合戦」でその名を歴史にとどめています。
- ⑥「**深緑**」**竹生島の沈影**：深い緑に包まれ、青い水面に映る島影はびわ湖を代表する風景の一つです。
- ⑦「**月明**」**彦根の古城**：月明かりに浮かび上がる古城は、訪れる人々に歴史の重みを感じさせます。
- ⑧「**春色**」**安土八幡の水郷**：西の湖を中心に水路が網の目のように広がり、ヨシ群落の中を水郷めぐりができます。

(滋賀県広報課のホームページより)

- 8 「美幌峠（2級は④）」（北海道・美幌町（びほろちょう）と弟子屈町（てしかがちょう）の境界）が正解です。

「阿寒国立公園内」、「標高 500m 程」、「目の前に広がる・・・」がヒントになるでしょう。

- ①狩勝峠：北海道の中央部の少し南、南富良野町（空知郡）と新得町（上川郡）の境の国道 38 号線、標高 644m にある峠です。大雪山系・石狩山地と日高山脈の鞍部に位置し、道央と道東を結ぶ重要な道として、古くから利用されてきました。
- ②石北峠：大雪国道中の最高標高地で、標高 1050m、石狩と北見の国境にあたる峠。広大な樹海を眼下に、雄阿寒岳・雌阿寒岳、東北方には武華岳、東には北見富士、西南には音更岳をはじめとする大雪連峰を一望に収めることができます。
- ③オロフレ峠：登別温泉と洞爺湖を結ぶ展望の地。展望台は標高 930m の場所に位置しています。オロフレ峠からの眺めが素晴らしいのはその豪快さ。ダケカンバと針葉樹の混合林が見事。周りの険しい山々の向こうに噴火湾や洞爺湖、有珠山、羊蹄山などが見渡せます。

- 9 「男体山（2級は④）」（栃木県日光市）が正解です。

「中禅寺湖北岸」、「円錐形の成層火山」、「日光国立公園を代表する山」がヒントになるでしょう。

- ①磐梯山：会津盆地側からは、綺麗な三角の頂が見えることから会津富士、あるいは民謡にあるように会津磐梯山とも呼ばれています。北側は磐梯高原で檜原湖、秋元湖、小野川湖、五色沼の湖沼群が有名。日本百名山に選定されています。
- ②浅間山：群馬県にまたがる浅間山は標高 2568m の活火山。そびえ立つその雄大な姿、

そして四季折々の美しさは昔から多くの人々に親しまれてきました。

独立峰のため山頂よりの展望は素晴らしく、白根山、妙義山、荒船山、八ヶ岳、日本アルプス、そして遥か富士山も望むこともできます。

③妙義山：群馬県、「奇岩怪石の山で、上毛三山（榛名山、赤城山、妙義山）の一つ。

10 「奈良井宿（2級は③）」（長野県塩尻市）が正解です。

「鳥居峠」、「中山道の木曾路」、「宿場時代の街並み」、がヒントになるでしょう。

木曾路で北から2番目の宿場町。江戸時代には「奈良井千軒」といわれた町並みは山深い宿場ならではの素朴な面影をとどめ、街道沿いには旅籠、土産品、食堂、喫茶店などが建ち並んでいます。中山道沿いの江戸時代の宿場町では、最も自然な状態で残されているといわれています。

①関宿：三重県亀山市。東海道五十三次の47番目の宿場町として栄え、今なお江戸時代当時の雰囲気が残されています。

②大内宿：福島県下郷町。会津若松と栃木県今市を結ぶ会津西街道の宿場町として栄えたところ。村全体が江戸時代の家並みをそのままの姿でいまにつたえています。

④妻籠宿：長野県南木曾町。全国で初めて古い町並みを保存した宿場町で、現在、国の重要伝統的建造物保存地区に選定、「郷土環境保全地域」の指定を受けています。国道はここから大きく西側にそれ、妻籠宿から馬籠峠へ向かう道はひっそりとした趣のある道となっています。枡形の町並みの中は古い建物が残され、常夜燈や水場も宿場の面影を偲ばせています。

（参考）馬籠宿：岐阜県中津川市。急な山の尾根に沿って急斜面にある馬籠宿では、その両端に石垣を築いて屋敷を作る「坂のある宿場」。文豪・島崎藤村が生まれ育った地であり、小説夜明け前の舞台、島崎藤村ゆかりの場所が多く点在しています。

第5問

次の1～2の各設問に対する答をそれぞれの指示に基づいて解答欄に記入しなさい。

1 次の①～⑦はそれぞれある都道府県の特徴（観光地、観光施設など）及び、関係のある事項を記したものです。それぞれア～エの特徴をもつ都道府県名を漢字で書きなさい。（かな書きは減点の対象とします）

- | | |
|--|---|
| ① ア. 弘法大師・空海
イ. 日本三名瀑
ウ. 国内での海中公園第1号
エ. 三古湯、三美人の湯 | ② ア. 壺井栄
イ. オリーブ
ウ. 海運守護の守り神
エ. 源平合戦の舞台 |
| ③ ア. ラムサール条約登録地
イ. 江戸川の渡し舟
ウ. 国際展示場・国際会議場
エ. テーマパーク | ④ ア. 日本一高い歩行者専用の大吊橋
イ. 八幡宮の総本宮
ウ. 地獄めぐり
エ. 国宝の木造建築 |
| ⑤ ア. 合掌造りの集落
イ. チューリップ
ウ. えん堤の高さ日本一のアーチ式ダム
エ. 蜃気楼 | ⑥ ア. 将棋の駒
イ. 樹氷
ウ. アスピーデ火山
エ. 松尾芭蕉 |
| ⑦ ア. 日本初の世界文化遺産
イ. 三古湯・三古泉
ウ. 源平合戦の古跡
エ. 1000万ドルの夜景 | |

2 日本で春と言えば桜、それだけに全国各地には美しい桜の名所が数多くあります。次の①～⑧の文に該当する最も適当な桜の名所を後記語群の中からそれぞれ一つ選び、その記号を記入しなさい。

- ① 博多湾に突き出た丘陵地のある公園。1881年に開園したこの公園は四方の展望が素晴らしく、ソメイヨシノ、ヤマザクラなど約3000本、日本桜100選にも選定され北九州一の桜の名所と言われている。また、園内には藩主黒田長政を祀った光雲（てるも）神社がひっそりと建っている。
- ② 静岡県この町で毎年1月下旬頃から咲き始め、3月上旬まで約1ヶ月半にわたって咲く早咲き桜。特に2月上旬からの1ヶ月間の桜まつり期間中、約3.5kmにおよぶ川沿いの堤防は、ここの地名の付いた約800本の早咲き桜で、淡紅色に染まり、多くの花見客で賑わう。

- ③ 「桜の古城」として全国的に有名で、2600本もの桜が咲き誇る東北を代表する桜の名所。白亜の天守閣をはじめ、桜のアーチにふちどられた西濠など公園一帯で華麗な花の宴が繰り広げられている。岩木山を背景に古城の白壁と老松の緑、お濠を埋め尽くす花びらでピンクに染まる水面は言葉を失うほどの美しさで、これを目的に訪れる観光客も多い。
- ④ 約8万6千平方メートルの広さの敷地に、ソメイヨシノ、サトザクラなど700本余の桜があり京都市内屈指の桜の名所として知られている。園内中央に「祇園の夜桜」として有名なかがり火に照らされたシダレザクラが見どころとなっている。
- ⑤ 四方を山々に囲まれた小さな城下町に小ぶりの濃いピンクの花を咲かせるこの桜・コヒガンザクラは古くから「天下第一の桜」と称され全国的に知られている。園内に約1500本もの桜が咲きそろう光景は残雪の中央アルプスに美しく映え、訪れる人々を感動させてくれる。
- ⑥ 毎年4月中旬頃のヤマザクラの開花時期に、大阪市にあるこの敷地内の一部が公開され、多品種の桜を見る催しが行われている。大川沿いに続く構内通路沿いの約600mに約400本の桜が植えられ、その通路に沿って花見客が通り抜けることから「桜の通り抜け」という名称で人々の人気を得ている。
- ⑦ 約1300年前から桜の木をご神木として保護してきました。今では200種約3万本が尾根から谷を埋め爛漫と咲き誇る。平安の昔から数々の詩に詠まれているここは、標高500mの山麓から順に下千本、中千本、上千本、奥千本と次々と移り咲いていく眺めは圧巻そのものと言っても過言ではない。
- ⑧ 城下町の面影を今に残す「みちのくの小京都」とも呼ばれるこの地の武家屋敷通りに咲く天然記念物に指定されているシダレザクラは、黒板塀にひとときわ華麗な佇まいを見せ、また、桧木内川の堤防沿い約2kmにわたり咲き誇るソメイヨシノの桜並木は国の名勝に指定され、ともに日本有数の桜の名所となっている。

《 語 群 》

ア 五稜郭	イ 弘前公園	ウ 奥入瀬溪谷	エ 角館町	オ 三春町
カ 日光いろは坂	キ 小諸城址公園	ク 昇仙峡	ケ 上野公園	コ 新宿御苑
サ 小田原城址公園	シ 高遠城址公園	ス 河津町	セ 箱根	ソ 名古屋城
タ 嵐山	チ 円山公園	ツ 平安神宮	テ 哲学の道	ト 奈良公園
ナ 吉野山	ニ 大阪城公園	ヌ 大阪造幣局	ネ 紀三井寺	ノ 巖島神社
ハ 大山	ヒ 耶馬溪	フ 高千穂峡	ヘ 西公園	ホ 今帰仁城跡

(注) 1の問題で2級については都道府県名を「漢字で」と指定しないで出題しています。

出題の趣旨

- 日本の県の特徴（観光地、建造物等）について社会人としての常識は身に付いているか。
- 日本の代表的な桜の名所についての知識はどの程度身に付いているか。

解 答

1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
	和歌山県	香川県	千葉県	大分県	富山県	山形県	兵庫県	
2	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
	へ	ス	イ	チ	シ	ヌ	ナ	エ

解 説

1について

- この問題は、国内・総合共通問題として出題しています。海外専門の添乗員であってもお客様の大半は、日本人だと思います。日本人の常識として、小中学校で学んだことを忘れないで、都道府県の特徴は業務知識の一つとして知って（覚えて）おいてほしいと思います。
- 1級は、記載された4つの特徴をもつ都道府県名をそれぞれ漢字（1級）で答える問題です。漢字でと指定していますので、1級は仮名書きの解答、誤字は得点になりません。
- 県名が求められているにもかかわらず、県を省略した解答がこの問題でも散見されました。前にも述べたとおり、解答に際しては、慌てずに設問文をよく読み、勝手に省略して答えを書かないことが大切です。
- この問題で満点の得点を得た方は、国内1級で14名、国内2級で27名、総合1級で2名、総合2級で11名でした。正解者としては全体の2割強ということで、添乗員として、いえ一社会人としてかなり寂しい気がしてなりません。
- 出題文に記載されている4つの特徴（自然、観光地、観光施設、世界遺産、建造物、名産品等）は、いずれも募集パンフレット等でよく目にするものばかりを選んでみました。皆さんも添乗で訪れたり、目にしたりしたことも少なくないと思います。下記にそれぞれの特徴について、具体的に記しておきます。

① ア 弘法大師・空海：高野山は、弘法大師によって開かれた真言密教の聖地。

高野山金剛峯寺：高野山真言宗の総本山で全国に約3600カ寺の末寺を有し、山上のほぼ中央に位置し、弘法大師空海が開創した当時は、高野山全域を金剛峯寺と称していました。現在の金剛峯寺は1593年（文禄2年）、豊臣秀吉が亡母の菩提を供養するために建立した青巖寺・興山寺を1869年（明治2年）に合併し、総本山金剛峯寺と改称したものです。（高野山観光情報センターのパンフより）

イ 日本三名瀑：那智の滝（他の二つは、華厳の滝、袋田の滝）

ウ 国内での海中公園第1号：串本海中公園（1970年7月指定）

エ 三古湯、三美人の湯：三古湯：白浜温泉（他の二つは、有馬温泉、道後温泉）

三美人の湯：龍神温泉（他の二つは、川中温泉：群馬県、湯の川温泉：島根県）

② ア 壺井栄：小説「二十四の瞳」の舞台

イ オリーブ：小豆島（日本で初めてオリーブの栽培に成功）

- ウ 海運守護の守り神：こんぴらさんの愛称で呼ばれている金刀比羅宮
- エ 源平合戦の舞台：屋島。この戦いで源氏方の那須与一が平氏方の軍船に掲げられた、扇的を射落としたエピソードなどが知られています。
- ③ ア ラムサール条約登録地：谷津干潟
 イ 江戸川の渡し舟：矢切の渡し
 ウ 国際会議場・国際展示場：幕張メッセ
 エ テーマパーク：東京ディズニーリゾート（ディズニーランド、ディズニーシー）
- ④ ア 日本一高い歩行者専用の大吊橋：九重夢大吊橋
 2006年（平成18年）10月にオープンした、長さ390m、高さ173m、幅1.5mのこの橋は、歩道専用として『日本一の高さ』を誇る吊橋です。
 イ 八幡宮の総本宮：宇佐神宮。応神天皇を祀ったもので、古くは農業の神であった。
 ウ 地獄めぐり：別府地獄めぐり（別府温泉）
 エ 国宝の木造建築：富貴寺（国東半島の西部、蔭の大堂と呼ばれる本堂は国宝に指定）
- ⑤ ア 合掌造りの集落：五箇山（岐阜県の白川郷とともに世界文化遺産に）
 イ チューリップ：砺波市：富山の花といえばチューリップといわれるほど富山のチューリップは有名です。砺波市のチューリップの球根は全国一の生産量を誇っています。4月下旬からゴールデンウィークにかけて畑一面色とりどりのチューリップが咲き乱れ、その風景はまるでカラフルな絨毯を見ているかのようです。
 ウ えん堤の高さ日本一のアーチ式ダム：黒部ダム
 エ 蜃気楼：魚津市：蜃気楼の季節は春から初夏、3月下旬から6月初旬にかけて魚津市の海岸に多く見られます。天気の良い日に、穏やかな魚津港沖の海上に雲か霞が浮かび上がるようにして現れ、短いもので数分、長ければ数時間にわたって幻想的な姿を見せます。魚津のように季節を定め、しかも出現度が多いのは、世界でも珍しいとされています。
- ⑥ ア 将棋の駒：山形県東部にある将棋と温泉の町・天童市
 イ 樹氷：蔵王山（樹氷と火口のお釜（宮城県側）で有名）
 ウ アスピーデ火山：出羽三山（月山、湯殿山、羽黒山）の主峰「月山」
 エ 松尾芭蕉：立石寺（山寺）で詠んだ句：閑さや岩にしみいる蟬の声
- ⑦ ア 日本初の世界文化遺産：姫路城（1993年登録）。大天守、小天守など8棟が国宝、白漆喰塗りの優美な姿から「白鷺城」とも呼ばれています。
 イ 三古湯・三名泉：有馬温泉（三古湯の他の二つは白浜温泉と道後温泉、三名泉の他の二つは、草津温泉と下呂温泉）
 ウ 源平合戦の古跡：一の谷古戦場、源義経が背後の鶴越（ひよどりごえ）から、平家の軍を奇襲して屋島に敗走させた合戦で知られています。
 エ 1000万ドルの夜景：六甲山天覧台からの眺め

《参考1》海中公園について（①のウに関連して）

海中景観を主とし、海上・陸上景観の探勝、学術観察、自然保護を目的とする公園。1954年オーストラリアがクイーンズランド東海岸を世界初の海中公園に指定、1962年の第1回世界国立公園会議で各国が設定するという勧告を採択。日本では1970年の自然公園法の改定により、環境庁長官が国立公園と国定公園の海域内に指定することになっています。

なお、2010年4月の改正自然公園法により、従来の名称「海中公園」は「海域公園」に変更されています。2017年現在、128の地区が指定されています。

- ・串本海中公園：テーブルサンゴの群落などで有名な海中公園で、エリア内には串本の海を忠実に再現した水族館や海中展望塔が設けられています。水族館では、潮岬西側は黒潮がもたらす熱帯的な環境、東側は温帯の環境ゆえに、多種多様な生物が生息する串本の生態系をわかりやすく展示しています。水族館で生まれた赤ちゃんウミガメのタッチングが体験できる。

《参考2》ラムサール条約について (③のAに関連して)

ラムサール条約は1971年2月2日にイランのラムサールという都市で開催された国際会議で採択された、湿地に関する条約です。正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といいますが、採択の地にちなみ、一般に「ラムサール条約」と呼ばれています。

条約の目的である湿地の「保全(再生)」と「賢明な利用」、これらを促進する「交流、学習」。これら3つが条約の基盤となる考え方です。

- ①水鳥の生息地としてだけでなく、私たちの生活を支える重要な生態系として、幅広く「湿地の保全・再生」を呼びかけています。
- ②ラムサール条約では、地域の人々の生業や生活とバランスのとれた保全を進めるために、「湿地の賢明な利用」を提唱しています。「賢明な利用」とは、湿地の生態系を維持しつつそこから得られる恵みを持続的に活用することです。
- ③ラムサール条約では、湿地の保全や賢明な利用のために、「交流、能力養成、教育、参加、普及啓発」を進めることを大切にしています。

(環境省のホームページより)

我が国の主な登録地：釧路湿原、阿寒湖、大沼、谷津干潟、尾瀬、瓢湖、琵琶湖、三方五湖、宍道湖等。なお、昨年(2018年)10月に東京の葛西海浜公園が登録されましたので、日本におけるラムサール条約登録地は、2018年末現在で52カ所となっています。

《参考3》世界遺産について (⑤のA、⑦のAに関連して)

日本の世界遺産登録地(2018年12月31日現在：登録順)

文化遺産：18カ所、自然遺産：4カ所の計22カ所となっています。

- ・法隆寺地域の仏教建造物(1993年登録：文化遺産)
聖徳太子ゆかりの地、斑鳩にある世界最古の木造建造物群が残る地域。
- ・姫路城(1993年登録：文化遺産)
優美な外観から白鷺城とも呼ばれているが、防御系統に優れた城。

- ・白神山地（1993年登録：自然遺産）
太古から生き続ける東アジア最大級の広大なブナの天然林。
- ・屋久島（1993年登録：自然遺産）
樹齢数千年の屋久杉が生きるスギの森と亜熱帯から冷温帯までの気候をもつ島。
- ・古都京都の文化財（1994年登録：文化遺産）
伝統文化の中心地。平等院、金閣寺、清水寺、竜安寺、二条城、延暦寺など17社寺。
- ・白川郷・五箇山の合掌造り集落（1995年登録：文化遺産）
雪国ならではの社会環境や経済事情を表す合掌造りの住居・瓦葺屋根の建造物群。
- ・広島平和記念碑（原爆ドーム）（1996年登録：文化遺産）
戦争の凄惨さを世界に伝え、核兵器廃絶と平和を求めるシンボルとなった建物。
- ・厳島神社（1996年登録：文化遺産）
景勝地、宮島の海に浮かぶ大鳥居と潮が満ちると本殿まで水に浸る「海中神社」。
- ・古都奈良の文化財（1998年登録：文化遺産）
東大寺、薬師寺、春日大社、平城宮跡など奈良市街に点在する8件の遺跡建造物。
- ・日光の社寺（1999年登録：文化遺産）
東照宮、二荒山神社、輪王寺等、周囲の自然と調和している徳川幕府の豪華な文化財。
- ・琉球王国のグスク及び関連遺産群（2000年登録：文化遺産）
今帰仁城、首里城跡、識名園など琉球文化の独自性を表現している文化財。
- ・紀伊山地の霊場と参詣道（2004年登録：文化遺産）
神道、仏教、山岳信仰が雄大な自然の中で育まれていった稀有な地域。
- ・知床（2005年登録：自然遺産）
海と陸が育む複合生態系、絶滅危惧種の生育域で生物多様性を示す遺産。
- ・石見銀山遺跡とその文化的景観（2007年登録：文化遺産）
中世に世界の3分の1を産出した産業遺産、伝統的な鉱山開発の技術を示す遺構。
- ・平泉－仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群（2011年登録：文化遺産）
浄土思想の宇宙観を表す建築と独自の浄土庭園、東アジアにおける交流を示す。
- ・小笠原諸島（2011年登録：自然遺産）
独自の進化を遂げた生物種が暮らす島々、動植物の進化や発展の過程、独自の生態系。
- ・富士山－信仰の対象と芸術の源泉（2013年登録：文化遺産）
人々の信仰と芸術のモチーフとなった霊山、浮世絵等日本の文化の象徴的存在。
- ・富岡製糸場と絹産業遺産群（2014年登録：文化遺産）
日本の近代化、世界の絹産業の技術革新にも貢献。世界最大規模、抜群の生産能力を誇った工場がほぼ完全なかたちで残っていること。
- ・明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業（2015年登録：文化遺産）
九州、山口を中心に進められた日本の近代化は、西欧先進諸国からの積極的な技術導入によって進められ、それらの国と日本の文明の交流を示す顕著な事例であること。
鎖国状態にあった日本において、非西洋地域で初めて、約50年間という短期間で飛躍的な経済的発展を成し遂げた産業遺産群は、その歴史上の重要な段階を物語る

建築物をまとめた集合体として捉えることができる顕著な事例であること。

次の8エリアに点在する幕末の1850年代から明治末期の1910年までの23資産。
萩、鹿児島、葦山、釜石、佐賀、長崎、三池、八幡

- ・ル・コルビュジエの建築作品ー近代建築運動への顕著な貢献(2016年登録:文化遺産)
フランスを中心とする7カ国に残る17建築群が対象となっており、大陸をまたぐ初の世界遺産となっています。日本の世界遺産登録物件は、東京都台東区にある国立西洋美術館本館です。
- ・「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群(2017年登録:文化遺産)
九州北部に位置する宗像・沖ノ島地域には、国内最大級の祭祀遺跡である沖ノ島やその祭祀に関わった古代有力氏族の古墳群が保存されています。
宗像・沖ノ島と関連遺産群は、4世紀後半から9世紀末までの約500年間、航海の安全などを願う多くの装飾品などを用いた祭祀が行われていたことや、それが日本固有の信仰として今に伝えられていること、祭祀権を掌握した古代有力氏族に関連する遺跡群が遺され、現在でもその信仰が継続されていることが評価されています。
構成資産(8資産)
宗像大社沖津宮(沖ノ島、小屋島、御門柱、天狗岩)、宗像大社沖津宮遥拝所
宗像大社沖津宮中津宮、宗像大社辺津宮、新原・奴山古墳群
- ・長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産(2018年登録:文化遺産)
本資産は、禁教時代の長崎と天草地方において、既存の社会・宗教とも共生しつつ信仰を密かに継続した「潜伏キリシタン」の伝統を物語る稀有な物証です。潜伏キリシタンの文化的伝統が形成される契機となる出来事が考古学的に明らかにされている原城跡、潜伏キリシタンが密かに信仰を維持するために様々な形態で他の宗教と共生を行った集落(平戸の聖地と集落・天草の崎津集落・外海の出津集落・外海の大野集落)、信仰組織を維持するために移住を行った離島部の集落(黒島の集落・の集落跡・頭ヶ島の集落・久賀島の集落・奈留島の江上集落(江上天主堂とその周辺))、潜伏キリシタンの伝統が終焉を迎える契機となった出来事が起こり、各地の潜伏キリシタン集落と関わった大浦天主堂から構成されています。
(文化庁のHPより)

2について

- 日本の桜の名所についての問題です。
- 季節を感じる旅ーその最もポピュラーなものが「花の旅」でしょう。桜前線を追いかける花好きの人や、秋、味覚を楽しみ「紅葉狩り」に興じる人など、多くの人が季節瘤に触れる旅を楽しんでいます。
- ということで、今回桜の名所を取り上げてみました。多くの旅行会社が桜の開花に合わせてツアーを催行していますので、代表的なものについては知っておかなくてはなりません。
- なお、この問題における全問正解者は、国内1級で11名、2級で29名のみでした。
- それぞれの解答にあたっての考え方と一部補足を記しておきます。
 - ①「へ」の「西公園」が正解です。
「博多湾」、「北九州一」、「光雲(てるも)神社」がヒントになるでしょう。
 - ②「ス」の「河津町」が正解です。
「静岡県」、「早咲き桜」、「1月下旬から咲き始め」がヒントになるでしょう。

- ③ 「イ」の「弘前公園」が正解です。
「桜の古城」、「岩木山を背景に」、「お濠を埋め尽くす花びら」がヒントになるでしょう。
- ④ 「チ」の「円山公園」が正解です。
「京都市内屈指の桜の名所」、「祇園の夜桜」がヒントになるでしょう。
- ⑤ 「シ」の「高遠城址公園」が正解です。
「コヒガンザクラ」、「天下第一の桜」、「中央アルプスに映え」がヒントになるでしょう。
- ⑥ 「ヌ」の「大阪造幣局」が正解です。
「大阪市」、「敷地内の一部が公開」、「桜の通り抜け」がヒントになるでしょう。
- ⑦ 「ナ」の「吉野山」が正解です。
「桜の木をご神木」、「下千本、中千本、上千本、奥千本」がヒントになるでしょう。
- ⑧ 「エ」の「角館町」が正解です。
「みちのくの小京都」、「武家屋敷通り」、「桧木内川の堤防沿い」がヒントになるでしょう。

《参考4》桜に関する名数詞

(諸説あるものもありますが、一般的に通用しているものを挙げておきます)

・日本三大桜の名所

弘前公園 (青森県弘前市) ……上記出題分の③に記載

高遠城址公園 (長野県伊那市高遠町) ……上記出題分の⑤に記載

吉野山 (奈良県中央部吉野町) ……上記出題分の⑦に記載

・日本三大巨桜 (いずれも国指定の天然記念物)

三春の滝桜 (福島県三春町) : 樹齢 1000 年といわれているベニシダレザクラ

四方に伸びた太い枝に、真紅の小さな花を無数に咲かせ、その様がまさに水が滝のように流れ落ちるように見えることから、滝桜と呼ばれるようになったといわれています。

山高神代桜 (山梨県北杜市) : 樹齢 2000 年ともいわれているエドヒガン

日本武尊が東夷征定の折にこの地に留まり、記念にこの桜を植えたという伝承が名の由来となっています。推定樹齢 2000 年ともいわれる、日本で最古・最大級のエドヒガンザクラ。

根尾谷淡墨桜 (岐阜県本巣市) 樹齢 1500 年といわれているエドヒガン

蕾のときはピンク、満開時に白く、散り際には淡く墨色を帯びています。

* 選択肢に記載したその他の桜の名所 (中には紅葉の名所も含まれています) について

ア : 五稜郭 (北海道函館市) 箱館戦争の舞台となった特別史跡五稜郭跡には、約 1600 本の桜が植えられています。

ウ : 奥入瀬溪流 (青森県十和田市) 紅葉の名所です。十和田湖から流出する唯一の河川。

湖の子ノ口から焼山まで約 14km の間、千変万化の溪流美と 14 の滝めぐりが楽しめます。「三乱（サミダレ）の流れ」や「阿修羅の流れ」、2 段に屈折して流れ落ちる落差約 25m の瀑布「雲井の滝」などが特に見どころです。

オ：三春町（福島県三春町）上記に記載

カ：日光いろは坂（栃木県日光市）紅葉の名所です。日光市街と中禅寺湖、奥日光を結ぶ全長約 16km の山岳道路で、日本の道 100 選の 1 つ。下り専用の第一いろは坂と上り専用の第二いろは坂を合計すると 48 ヶ所もの急カーブがあります。車中からでも山裾に広がる紅葉を楽しむことができ、標高差もあるので、紅葉前線が下りていく眺めが素晴らしい日本有数の紅葉の名所となっています。

キ：小諸城址公園（長野県小諸市）園内には約 400 本を超える桜が植栽されており、開花時期の差によって長い期間にわたって花見が楽しめます。特に、小諸固有のコモロヤエベニシダレは八重の花弁と紫がかかった濃い紅色の美しい花を咲かせる、全国的にも珍しい桜で知られています。

ク：昇仙峡（山梨県甲府市）紅葉の名所です。天神森から仙娥滝にかけて、約 4km にわたって渓谷が続き、標高差があるため色づき始める時期が少しずつずれ、1 ヶ月以上もの間、紅葉を楽しむことができます。

ケ：上野公園（東京都台東区）上野の山は、江戸時代から桜の名所として知られ、四季を通じて自然を存分に満喫できる。桜は天海僧正が吉野山から移植させたといわれ、公園中通りを中心に約 800 本の桜が園内を彩る。

コ：新宿御苑（東京都新宿区）約 65 種 1000 本の特色あふれる桜が咲き誇る新宿御苑。種類によって開花期が異なるので、長い期間いろいろな桜が楽しめるのが特徴。

サ：小田原城址公園（神奈川県小田原市）復興された天守閣を中心に歴史見聞館やこども遊園地もある市民の憩いの場。小田原城天守閣やお堀などを背景に、約 300 本のソメイヨシノがピンクの霞のように広がり、その美しさはまさに絶景。

セ：箱根（神奈川県箱根町）紅葉の名所です。箱根の紅葉は芦ノ湖から始まり、仙石原、強羅、小涌谷へと移ってゆきます。標高が高いため、箱根で最初に葉が色づき始める芦ノ湖のシーズンは 11 月上旬で、遊覧船やハイキングで、モミジやドウダンツツジの紅葉が楽しめます。

ソ：名古屋城（名古屋市中区）ソメイヨシノやシダレザクラを中心に約 10 種類、1000 本の桜がある。城内一円で見られるソメイヨシノは 3 月下旬から 4 月上旬、緑色の花をつけるギョイコウは 4 月中旬頃が見頃。天守閣と桜を同時に見ることができます。

タ：嵐山（京都市西京区）京都市の嵐山は春の桜、秋の紅葉など、雄大な自然が魅力の景勝地。桜の満開時には、山全体が薄紅色に染まり、スケールの大きな桜景色はさくら名所 100 選にも選ばれています。この景観を、嵐山のシンボリックな存在の渡月橋と桂川越しに見渡すのがお勧めです。

ツ：平安神宮（京都市左京区）国の名勝に指定されている平安神宮の神苑。四季折々に風光明媚な姿を見せますが、春は谷崎潤一郎の「細雪」にも登場するベニシダレザクラが美しく咲き誇ります。神苑に足を踏み入れると、天蓋のように空を覆う圧倒的な光景が広がりますが、歩を進めて東神苑の栖鳳池の水面に浮かぶ景色も必見です。

テ：哲学の道（京都市左京区）日本を代表する哲学者の西田幾多郎やその弟子たちが思索

にふけりながら歩いたことにちなみ、この名がついた。疎水分線に沿った約2kmの小道は、延々と桜が咲き誇り、ロマンチックな桜の花のトンネルとなります。

- ト：奈良公園（奈良県奈良市）ナラノヤエザクラと呼ばれる小ぶりで上品なヤエザクラが、例年3月下旬から下旬にかけて開花する。桜の名所100選にも選ばれている、511万㎡の広大な公園には、彼岸頃から4月下旬頃まで多彩な桜が次々に咲いていきます。
- ニ：大阪城公園（大阪市中央区）重要文化財に囲まれた西の丸庭園は、ソメイヨシノを中心に約300本の桜の名所として知られ、約1270本の梅の花が咲き競う梅林とともに人気が高い。
- ネ：紀三井寺（和歌山県和歌山市）関西一の早咲き桜の名所として知られており、「日本さくら名所100選」にも選定されています。名草山の中腹に位置し、桜越しに和歌浦湾の絶景が広がっています。
- ノ：厳島神社（広島県廿日市市：宮島）世界遺産にも登録されている厳島神社と、その周辺に広がる約1900本もの桜を愛でながら、一時の平安気分を楽しむことができます。広い宮島内にはヤマザクラ、ソメイヨシノ、シダレザクラ、オオシマザクラなど多品種の桜があります。小道を上り高い場所へ上がると見おろせる、桜と、大鳥居や多宝塔との共演は見ものです。
- ハ：大山（鳥取県大山町）中国地方最高峰の大山は、西側から見る優美な姿にちなんで「伯耆富士」の愛称で呼ばれています。古来、神が宿ると崇められ、奈良時代に開山されて今年で1300年。明治時代まで一般人の入山が禁じられていたため手つかずの自然が残り、なかでもブナの森は西日本最大級の規模です。また、古来、山岳信仰に帰依する修験道の修行道場として栄えてきた大山寺では、趣のある紅葉を楽しむことができます。
- ヒ：耶馬溪（大分県中津市）紅葉の名所です。年中鮮やかな景観を見せてくれる耶馬溪には、岩峰群が一目で八景を一望できることから名づけられた一目八景や耶馬溪ダムがあります。11月中旬にはモミジが鮮やかに色づき、周囲の山々とのコントラストは必見です。
- フ：高千穂峡（宮崎県高千穂町）紅葉の名所です。高千穂峡はその昔、阿蘇火山活動の噴出した火砕流が、五ヶ瀬川に沿って帯状に流れ出し、急激に冷却されたために柱状節理のすばらしい懸崖となった峡谷。
- ホ：今帰仁城跡（沖縄県今帰仁村）世界遺産の今帰仁城跡に咲く桜は、毎年1月下旬から2月中旬が見頃となります。この時期に開催される「今帰仁グスク桜まつり」は、今帰仁城跡の魅力を最も引き出す祭りとして高い人気を得ています。

第6問

次の1～6の各記述に該当する最も適当なものをそれぞれ一つ選びその番号を、7～9についてはそれぞれに該当する最も適当な語句を解答欄に記入しなさい。

1. 九州7県のうち、県名と県庁所在地名の異なるものはいくつありますか。
① 1つ ② 2つ ③ 3つ ④ 4つ ⑤ ない
2. 我が国で現在使用されている硬貨のうちで、「平等院鳳凰堂」がデザインされているのは何円の硬貨ですか。
① 1円硬貨 ② 5円硬貨 ③ 10円硬貨 ④ 50円硬貨 ⑤ 100円硬貨
3. 江戸時代、大阪は何の台所として知られていましたか。
① 日本一の台所 ② 天下の台所 ③ なにわの台所
④ 将軍の台所 ⑤ 上方の台所
4. 地球と月の距離は地球の赤道の周りを何周したくらいの距離になりますか。
① 10周 ② 20周 ③ 30周 ④ 50周 ⑤ 100周
5. 次の文は中枢神経（脳）のはたらきについて記したものです。この中で大脳のはたらきについて述べているものはどれですか。
① 眼球運動を支配する。
② 心臓の鼓動、呼吸運動、唾液分泌の中枢がある。
③ 排尿や排便の中枢がある。
④ 各種感覚、言語・記憶、思考・判断・創造の中枢がある
⑤ 体の平衡を保つ中枢がある。
6. 食物繊維についての記述のうち誤っているものはどれですか。
① 水に溶けるタイプもある。
② 便秘に効果がある。
③ 人間の消化酵素では消化されない。
④ ノンカロリーである。
⑤ 糖尿病や動脈硬化の予防に効果がある。
7. 約300の章段からなり、随筆という新しい文学形態をきずいたもの。作者である清少納言が宮仕への体験から宮廷生活を背景とした美的世界を「をかし」の理念で日記、随筆などの形で描いたもので、紫式部の源氏物語と並ぶ平安時代の双璧とされる文学作品の名は。
8. 縮尺15万分の1の地図上の7cmは実際には何kmになりますか？

9. 昨年（平成30年）6月）約250年間続いたキリスト教禁制と独自の信仰の歴史を示す「長崎と天草地方の潜伏（a）関連施設」（長崎県、熊本県）が世界文化遺産として登録決定されました。これにより日本国内の文化遺産は18件、自然遺産は4件の計22件となりました。今回登録が決定したこの世界遺産には現存する国内最古のキリスト教会の国宝にも指定されている建造物「（b）（長崎市）」や禁教期に形成された集落など12の資産で構成されています。

出題の趣旨

- 添乗員である前に、社会人としての教養（一般常識）が身に付いているか。
- 業務知識として要求される観光地理等以外の分野においても、社会生活上、話題性のある社会現象、用語についての知識、理解力を持ち備えているか。

解 答

番号	1	2	3	4	5	6		
答	⑤	③	②	①	④	④		
番号	7		8		9-a		9-b	
答	枕草子		10.5km		キリシタン		大浦天主堂	

解 説

- この問題は国内、総合共通問題として出題しています。
- 現在、我が国で比較的話題性のある社会現象、用語を中心に出題したものです。
- 添乗中にお客様との間で話題に出ることも少なくないと思われるものや、知っておくと役に立ちそうなものを選んでみました。
- 全体としては、あまり出来は芳しくなく残念ながら全問正解者は、国内2級で3名、総合1級で2名、総合2級で1名の計6名のみでした。正解率は6割弱といった結果でした。
- 特に、9-aのキリシタン、9-bの大浦天主堂は、新聞、テレビでも大きく取り上げられたニュースでしたので、かなり正解率が高いと思っていたのですが……。
- 正解率が低かったものとして、1の「九州の県について」、4の「地球と月との距離について」、6の「食物繊維に関する問題」、8の実際の距離計算といったものが目立ちました。特に、8については、位を無視した、計算違いをした等の理由でしょうか、国内・総合を合わせて全体として半数近くの方が不正解でした。
- 以下にそれぞれ簡単に補足説明をしておきます。

1は、⑤の「ない」が正解です。

この問題の正解者は国内・総合を合わせて231名中、75名（約3割の方が正解）でした。

九州7県：福岡県、大分県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

いずれも、県名と県庁所在地名は同一です。

ちなみに、都道府県名と都道府県庁所在地名が異なるのは次のとおりです。

北海道：札幌市、 岩手県：盛岡市、 宮城県：仙台市、 茨城県：水戸市

栃木県：宇都宮市、 群馬県：前橋市、 埼玉県：さいたま市、 神奈川県：横浜市
 山梨県：甲府市、 石川県：金沢市、 愛知県：名古屋市、 三重県：津市
 滋賀県：大津市、 兵庫県：神戸市、 島根県：松江市、 香川県：高松市
 愛媛県：松山市、 沖縄県：那覇市

2は、③の「10円硬貨」が正解です。

この問題の正解者は国内・総合を合わせて231名中、203名（ほとんどの方が正解）でした。コインには、いろいろな模様が描かれています。

それぞれのデザインは日本人になじみの深い植物などを使用しているだけでなく、その硬貨が最初につくられた当時の社会状況が反映されているものもあります。また、大きさや素材なども時代によって変わってきています。

それぞれの硬貨のデザインや素材などについての概要は、下記のとおりです。

- ・1円アルミニウム硬貨：現在製造している貨幣の中で、一番古いのが昭和30年に発行された1円で平成30年で、63年を迎えました。この1円のデザインは、一般公募で選ばれました。表と裏のデザインはそれぞれ審査され、別の人が選ばれています。以来、現在までこのデザインは変わっていません。「若木」のデザインには、伸びゆく日本が象徴されています。
- ・5円黄銅硬貨：5円のデザインは、当時の日本の主な産業（稲穂が農業、水が水産業、歯車が工業）を表しています。裏面の双葉は、戦争（第2次世界大戦）が終わって新しく民主国家になった日本を象徴しているといわれています。
このデザインは、5円玉が昭和24年8月に有孔（穴の開いている）貨幣として発行されてから同じですが、昭和34年に日本国の「國」の字を「国」に改め、書体も楷書体からゴシック体に変更しました。
- ・10円青銅硬貨：10円に描かれている平等院鳳凰堂は、京都府宇治市にあります
世界文化遺産に登録されている平等院鳳凰堂は藤原頼道が、この世に極楽浄土の様子をつくろうとして建てたもので、堂には阿弥陀仏の像が安置され周りの壁には、阿弥陀仏が人々を救うために迎えに来る様子が描かれています。昭和34年製造開始。
- ・50円白銅硬貨：最初の50円は昭和30年にニッケルという金属で作られ、1円と同様、公募によりそのデザインが決定されました。そのときの50円は、まだ穴あきではなく、大きさも25.0mmと今より大きいものでした。その後100円が作られたとき、色や大きさが似ていて間違いやすいということから、50円は穴あきとなりデザインも新しく公募で選ばれました。現在の50円は、100円が銀硬貨から白銅硬貨に変更されたとき、50円も白銅硬貨になり、現在の大きさになりました。50円の表には、デザインを変えながらずっと菊が描かれています。
- ・100円白銅硬貨：現在製造している100円と50円は、同じ昭和42年に誕生しました。それまで銀硬貨だった100円が材料である銀の値段が高くなったことなどから、白銅硬貨に変更され、同時に50円も白銅硬貨になりました。100円の表のデザインは、鳳凰から稲穂、そして現在の桜と変わってきています。
- ・500円ニッケル黄銅硬貨：昭和57年に登場したのが、500円白銅硬貨です。それまでの硬貨は100円が最高額でしたが、自動販売機等が急速に普及し、その自動販売機で買える品物の値段も高くなってきたことなどから500円が作られることになりました。表には桐が、裏の上下には竹、左右に橘が描かれています。その後、平成12年に偽造・

変造防止のため現在のニッケル黄銅硬貨に変わりました。新しくなった500円はデザインは同じですが、偽造防止するためにいろいろな工夫がされています。

(造幣局のホームページより)

3は、②の「天下の台所」が正解です。

この問題の正解者は国内・総合を合わせて231名中、197名(約8割強の方が正解)でした。

「天下の台所」とは、江戸時代に物流、商業の中心地であった大阪を指した異名として使われる用語です。全国の藩が大阪に蔵屋敷などを設け、生活物資の多くが一旦、生産地より大阪に集められて再度全国の消費地に送られたからといわれています。

当時、家の中で家財道具をはじめ物品が数多く存在した場所は「台所」でした、故に日本を家と考えた場合、多くの物資で溢れかえっていた大阪の様を捉えて「台所」に相当すると考えられていたからでしょう。

1615年の「大阪夏の陣」で荒れ果てた大阪は、その後、幕府の直轄領となって復興が進められました。運河が整備され、諸国の船が絶え間なく行き交う「水の都」として再生した大阪。各藩の蔵屋敷が立ち並び、米や特産物の取引が行われて日本経済を左右する「天下の台所」と呼ばれるようになりました。淀川に浮かんだ堂島には米市場が開かれ、ここで行われる取引が、全国の米の値段を左右しました。ここでは、米のほかにも、木綿、油などを専門的に扱う問屋が多くでき、「株仲間」をつくって大きな利益を上げました。こうした経済的な発展を背景に、大阪には独特の文化が生まれていきます。17世紀末には、浮世草子の井原西鶴、人形浄瑠璃の近松門左衛門らがでて「元禄文化」が開いていきます。

4は、①の「10周」が正解です。

この問題の正解者は国内・総合を合わせて231名中、31名(約1割強の方が正解)でした。

地球から月までの距離は約38万4千km

地球の赤道一周の距離は約4万km

従って、地球から月までの距離は赤道一周の約10倍ということになります。

上記いずれも中学の理科で習ったと思います。

5は、④の「各種感覚、言語・記憶、思考・判断・創造の中枢がある」が正解です。

この問題の正解者は国内・総合合わせて231名中、175名(8割弱の方が正解)でした。

大脳は、情報を処理します。

文字、絵、動き、匂い、質感、音、音楽、言葉、感情その他、情報の全てを認識し、解釈し、時に記憶し、時に行動を起こします。ということで、④が正解ということになります。

①は中脳、②は延髄、③は脊髄、⑤は小脳の働きによるものとされています。

6は、④の「ノンカロリーである」が誤っている記述です。

この問題の正解者は国内・総合合わせて231名中、114名(約半数の方が正解)でした。

現在、きのこや海藻など、一般的な食物繊維のエネルギー換算係数は2kcal/g。そして、一部の食物繊維素材については、0~2kcal/gの間で設定されているようです。ただ、食品に含まれている食物繊維の量は少なく、エネルギー量も小さいので、カロリーは無視できるくらい少ないという扱いは変わっていません。

食物繊維は、昔は体に必要なものだと思われていみせんでしたが、今では「第六の栄養素」として重要視され、水に溶けないタイプと水に溶けるタイプがあります。また、食物繊維は、

便の量を増やして便秘を防ぐほか、最近では、心筋梗塞、動脈硬化、糖尿病、肥満などの生活習慣病の予防に役立つことも分かってきています。食物繊維の多い食品は、穀物、イモ、豆、野菜、果物、きのこ、海藻などです。皆さんも健康な体で添乗業務を継続できるよう、毎食時欠かさず食物繊維の多い食品を食べるようにして欲しいと思います。

7は、「枕草子」が正解です。

この問題の正解者は国内・総合合わせて231名中、124名（半数以上の方が正解）でした。「徒然草」と解答した方がかなりいました。

日本の文学史上で、小学校、中学校等の教科書に出ているような文学作品の作品名と作者及び、冒頭部分、大まかなあらすじについては、常識として知っておいて欲しいと思います。例えば、枕草子（清少納言）、源氏物語（紫式部）、方丈記（鴨長明）、平家物語（不明）、徒然草（吉田兼好）、奥の細道（松尾芭蕉）など。

特に、作品の舞台に観光地が出てくるようなものはなおさらでしょう。

例えば、「雪国：越後湯沢温泉」、「伊豆の踊子：伊豆天城峠・湯ヶ野温泉」（川端康成）、「夜明け前：中山道・馬籠宿」（島崎藤村）、「金色夜叉：熱海市」（尾崎紅葉）、「坊っちゃん：松山市・道後温泉」（夏目漱石）、「城の崎にて：城崎温泉」（志賀直哉）等は、添乗員として知っておいてほしいと思います。

8は、「10.5km」が正解です。

この問題の正解者は国内・総合を合わせて231名中、115名（約半数の方が正解）でした。解説の必要はないでしょう。計算間違い、特に、求められている単位は、キロメートルということに注意すれば、計算間違いさえしなければやさしい問題だと思います。

9 9-aは「キリシタン」、9-bは「大浦天主堂」が正解です。

この問題の正解者は、9-aについて国内・総合を合わせて231名中、168名（約7割強の方が正解）、9-bについては231名中、128名（約5割強の方が正解）、9-a、9-bともに正解だった方は231名中、107名（約4割強の方が正解）という結果でした。

今回、×にはしませんでした。が、「大浦天主堂」が正解で、「大浦天守堂」ではありません。かなりの方が大浦天守堂と書いていました。

平成30年（2018年）6月、バーレーンの首都マナマで開催された国連教育科学文化機関（ユネスコ）の第42回世界遺産委員会で、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」（長崎、熊本両県）の世界文化遺産への登録が決定されました。江戸時代のキリスト教弾圧のなかで信仰を続けた希少な宗教文化が評価されたようです。

今回の登録で、世界遺産の国内での登録は6年連続で22件目となりました。

世界遺産については上記に記載しました、第5問の《参考3》も参照してください。

1612年（慶長17年）の禁教令以降、幕府は「踏絵」などで全国に広がっていたキリスト教を弾圧。殺害される信徒は尽きませんでした。そんななか、最も集中的に宣教が行われていた長崎と天草地方では、次第に潜伏キリシタンにより日本独自の信仰のかたちが生まれ、彼らは神道や仏教、一般社会と折り合いをつけながら、約250年にわたり秘かに信仰を維持していきました。その歴史の中でも大きな出来事の舞台となったのが1864年（元治元年）に

長崎居留地に住む外国人のために建てられた大浦天主堂です。1865年、潜伏キリシタンが教会を訪れ、宣教師にキリスト教信者であることを告白したのです。長期にわたり禁教をのり越えてきた信徒と神父の再会は、世界的にも例をみず、「信徒発見」とも呼ばれています。禁教中の出来事でのちに弾圧される信者もいましたが、禁教令の撤廃へのきっかけとなりました。やがて明治時代になると、政府は禁教令を廃止。潜伏キリシタン達はカトリックへと復帰し、各地で次々と教会堂が建てられました。「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」には、潜伏キリシタン達がひっそりと信仰を続けた集落に、解禁後建てられた教会が残ります。12の構成資産は潜伏キリシタンの伝統の始まりから、彼らがどのように信仰を守り続け、禁教の歴史が終わりを迎えたのか物語っています。

大浦天主堂：日本最初の洋風建築で、1864年（元治元年）に創建。1879年（明治12年）の改築で現在の姿となりました。日本最古の現存教会建築として国宝に指定されています。

幕末の幕末の開国にともなって造成された長崎居留地に、住む外国人のために建設されたヨーロッパ建築を代表するゴシック調の教会で、現存するものでは国内最古となります。聖堂内を飾るステンドグラスの中には、約100年前のものもあります。また、建設直前に列聖された日本二十六聖人に捧げられた教会でもあることから、天主堂の正面は殉教の地である「西坂」に向けて建てられています。

第7問

次の1～5はいずれも最近の新聞・テレビ等によく出てくる言葉です。この中から1つを選び、その言葉の内容について100字程度で解答欄に記述しなさい。

- 1 国際観光旅客税
- 2 軽減税率
- 3 小惑星りゅうぐう
- 4 オーバーツーリズム
- 5 ドローン

出題の趣旨

- 日本添乗サービス協会は、「添乗員は、添乗技術だけではなく、一社会人としての教養（一般常識）も身に付けていることが必要である。」という考え方から時事に関する問題を出題しています。歴史、地理、社会及び、時事に関する基本的な事項については、今後も出題していく方針に変わりはありません。
- 上記の趣旨に準じて、最近の新聞、テレビ等マスコミにしばしば登場する用語の意味を理解できているか。

解答のポイント

- この問題は国内、総合共通問題として出題しています。
- それぞれ以下に各語句の概略を記述しておきますが、実際の解答にあたっては、各自ポイント（下線部分）を押さえて記述して頂ければ高得点に結びつくことになります。

1. 国際観光旅客税

観光先進国実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図るための恒久的な財源を確保するために、「国際観光旅客税」が創設されました。

「国際観光旅客税」は、原則として、船舶又は航空会社（特別徴収義務者）が、チケット代金に上乗せする等の方法で、日本から出国する旅客（国際観光旅客等）から徴収（出国1回につき1,000円）し、これを国に納付するものです。

国際観光旅客税の概要は次のとおりです。

納税義務者：船舶又は航空機により出国する旅客

税 率： 出国1回につき1000円

適用時期： 平成31年1月7日（月）以後の出国に適用（同日前に締結された運送契約による子記載旅客）

非課税：2歳未満の旅客、船舶・航空機の乗員

（国税庁のホームページより）

2. 軽減税率

特定の品目の課税率を他の品目に比べて低く定めることをいいます。日本では今年（2019年）10月から消費税率を10%に引き上げる際、低所得者対策として食料品や新聞などが軽

減税率の対象品目となり、税率は8%のまま据え置かれることになっています。

商品の税率が8%と10%の複数になることで、事業者は税率ごとに商品を分けて管理する必要があります。異なる税率を扱うことになる事業主にとって、レジスターの買い替えや販売管理システムの改修などを行わなければならない場合もありますから、あらかじめ準備をしておく必要があります。

現在、軽減税率の対象品目として検討されているのは、「酒類」と「外食」を除いた「生鮮食品」と「加工食品」そして、定期購読の契約をし、週2回以上発行される「新聞」です。外食産業は、同一商品でも税率が変わる場合があります

1. 対象品目

軽減税率の対象となるものは、飲食料品と新聞（週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくもの）です。

2. 飲食料品に含まれるもの

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品をいい、酒類を除きます。スーパーなどで販売する飲食料品はもちろんのこと、テイクアウトや宅配も軽減税率の対象となります。また飲食料品に使用する容器やおもちゃ付きのお菓子（税抜価格が1万円以下で食品の価格の占める割合が3分の2以上）も対象になります。

3. 軽減税率の対象とならないもの

酒類は対象品目から除かれています。飲食料品であっても、外食やケータリングは軽減税率の対象となりません。また、健康食品など医薬品や医薬部外品も対象となりません。新聞も定期購読に基づくものが対象となるので、駅やコンビニで新聞を購入した場合は対象となりません。

*この解説書が皆さんの目に触れる頃には、「軽減税率の対象となる、ならない」に関して、かなりの部分が煮詰まっていることと思いますが、解説書作成時点においては、まだまだ検討中のものも多い状態でしたので、上記記載事項について変更箇所があるかもしれませんので、詳細が決定次第、確認して頂くようお願いいたします。

3. 小惑星りゅうぐう

現在、日本の宇宙航空研究開発機構（JAXA）の探査機「はやぶさ2」が調査している小惑星が「りゅうぐう」です。これまで、まったく姿が分からなかった小惑星でしたが、昨年（2018年）6月末、「はやぶさ2」が「りゅうぐう」に到着したことでその全貌がかなり明らかになったようです。

地球と火星の軌道付近を回る直径約900メートルの小惑星。コマのような形で、表面に複雑な凸凹や最大約200メートルのクレーターの存在も。太陽系が誕生した46億年前ごろにできたと考えられ、内部には当時の状態を保った砂や有機物が含まれている可能性があると考えられていました。

重要な点は、「イトカワ」が岩石質の小惑星であったのに対して、「りゅうぐう」は有機物や水を多く含む小惑星であることが分かったということです。

小惑星「りゅうぐう」については、これまで地上の望遠鏡や天文衛星を使った観測が行われてきました。その結果、自転周期が地球の約3倍の速さであること、表面が黒っぽい色をした天体であるということも分かっています。また、形がほぼ球形であることも推定されました。これらの情報は「はやぶさ2」が行う探査の方法や、機器の設計・調整にも参考にされています。

「りゅうぐう」の名称の選定について、JAXAは以下の理由をあげています。

- 1 「浦島太郎」の物語で浦島太郎が玉手箱を持ち帰るということが、「はやぶさ2」が小惑星のサンプルが入ったカプセルを持ち帰ることと重なること。
- 2 小惑星は、水を含む岩石があると期待されており、水を想起させる名称案であること。
- 3 既存の小惑星の名称に類似するものがなく、神話由来の名称案の中で多くの提案があった名称であること。
- 4 「りゅうぐう」は「神話由来の名称が望ましい」とする国際天文学連合の定めたルールに合致し、また、第三者商標権等の観点でも大きな懸念はないと判断したため。

*2019年2月22日のTBSニュースより抜粋

宇宙航空研究開発機構（JAXA）は22日朝、探査機「はやぶさ2」が、小惑星「リュウグウ」へ着陸したとみられると発表しました。

JAXAは、探査機「はやぶさ2」が、地球からおよそ3億キロ離れた小惑星「リュウグウ」へ着陸したとみられると発表しました。「はやぶさ2」は2014年12月に打ち上げられていて、およそ4年かけて「リュウグウ」の赤道付近へ着陸したとみられます。計画では、数秒の着陸の間に筒状の装置から約5グラムの金属製の小さな弾丸を秒速300メートルの速さで「リュウグウ」の地表面に発射する予定で、衝撃で舞い上がる岩石の破片や砂を回収することが期待されています。

岩石や砂を分析することで生命の起源に迫ることができると考えられていますが、どのくらい回収できたかは地球に戻ってくるまで確認できないということです。

地球に持ち帰るこのサンプルによって、地球の生命の起源などの根源的な疑問のいくつかに解決の糸口を見出すことが期待されています。

「はやぶさ2」は、2020年の末ごろに地球に戻る予定です。

*2019年3月20日の朝日新聞の記事より抜粋

小惑星リュウグウに太古の「水」 はやぶさ2が発見

宇宙航空研究開発機構（JAXA）などは、地球から約3億キロ離れた小惑星「りゅうぐう」の地表から、太古の水成分を発見した。探査機「はやぶさ2」による成果で、生命に欠かせない水の起源の解明につながるという。

JAXAによると、「はやぶさ2」が「りゅうぐう」に到着した昨年6月以降、地表からの赤外線を観測したところ、酸素と水素の原子が結びついた水酸基（OH）の存在を示す波長を捉えた。「りゅうぐう」の「親」にあたる46億年前に生まれた大きな天体にあった液体の水の「名残」だ。その大部分は太陽光や内部の熱などで失われたとみられる。

「りゅうぐう」の軌道や構成する岩石の特徴から、「親」の天体は、火星と木星の間にある小惑星「ポラナ」（直径55キロ）か「オイラリア」（直径37キロ）のどちらかと判明。14億年前か8億年前、ほかの天体と衝突して飛び散った岩石が再び集まるなど、衝突を繰り返して、現在の「りゅうぐう」の姿になったと考えられるという。「りゅうぐう」の試料を持ち帰って分析すれば、小惑星がかつて地球にもたらした水の経緯や量、有機物の種類が分かる可能性が大きいと多くの研究者は語っている。

4. オーバーツーリズム

オーバーツーリズムとは日本語一言で表現することは難しいですが、観光地に耐えられる以上の観光客が押し寄せる状態のことを指します。まだ私達には聞きなれない言葉のようですが、ロンドンではすでに2017年にオーバーツーリズムについての対策が検討されたり、日本でもEXPO 2017でパネルディカッションの議題として議論された問題でもあります。観光客の増大が地域の市民生活や自然環境に負の影響を及ぼし、結果として旅行者の満足度も低下させてしまうオーバーツーリズム。

世界の著名な観光地では、観光客の急増が交通機関の大混雑、交通渋滞、踏切上での写真撮影、各種のマナー違反、違法民泊などを引き起こし、住民が行政に対策を求めるといった問題が発生しています。

日本でも、「観光消費 1兆円の京都市、大混雑でブランド棄損の危機に」がマスコミに取り上げられているように、京都の一部地域など観光客が増えすぎたことにより、市内のインフラへの負担、歩行者通路の渋滞悪化、大量のゴミ問題、景観の損失などの弊害が出てきているところも少なくありません。

観光客が大幅に増加すると、観光地に居住する地域に人々に負担と悪影響を与え、生活や地域環境を破壊している可能性があるため、観光客が増えたときの対処ができるような長期戦略を考えておきことが大切です。

観光庁では「観光客の増加による地域の雰囲気劣化などは、旅行者の満足度を低下させ、生活者の不満を高める。そうした状況をどう解決するか、知恵を働かせ、いろいろな手法を組み合わせ、両者の満足度を落とさないようにする。行政にとっては高度な対応が求められるが、国としても自治体を支援していく」としています。

5. ドローン

ドローンとは「空を飛べるけど、人が乗って操縦しない機体」のことです。もう少し難しい言葉で言うと「無人航空機」となります。飛行機やヘリコプターは人が乗って操縦する「有人航空機」ですが、ドローンはこれとはまったく別物ということになります。人が乗って操縦するか、乗らないで操縦するか、という点がドローンの定義のポイントになるのです。

より厳密な定義としては航空法に以下の通り記載があります。

飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船であって構造上、人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるもの（200g未満の重量（機体本体の重量とバッテリーの重量の合計）のものを除く）をいいます。

ドローンと呼ばれる機器にはさまざまな用途、大きさ、形状の航空機が含まれます。たとえば軍用のドローンは幅十数メートルの主翼をもち

つ大型機であり、偵察や爆撃に用いられています。商用のドローンは幅数十センチメートル程度の小型～中型機で、回転翼機（マルチコプター）であることが一般的です。さらに個人向けの、いわゆるラジコン飛行機に類する小型玩具もドローンと呼ばれることがあります。商用ドローンは、人が容易に立ち入れない場所を空爆する用途などで普及が進んでいるようです。また、荷物の配送システムに用いる研究などもかなりの早さで進められています。

ドローンは2010年代に入り一般への普及が急速に進み、法整備が後を追う結果となっているのが現状のようです。

採点の感想

- 時事用語の説明について、今年度の出題が新聞、テレビにおいて特に大きく取り上げられた事例（「ドローン」）、及び身近な事例（「軽減税率」、「国際観光旅客税」など）であったためか、大多数の受験者がおおむね適切な記述をしていたように見受けられました。
- 毎年のように解説の部分で記載していますが、出題されている用語の意味を知らなくても添乗業務を遂行する上で困ることは必ずしもないかもしれません。しかし、マスコミにもかなり頻繁に登場し、社会的にも話題性のある事柄については、お客様との間での会話にも出てくることもあるでしょう。プロの添乗員の一般教養としてある程度の知識は身に付けておいてほしいと思い時事用語を出題しているのです。
- 解答のポイントはあくまでポイントであって、そこに記載されている内容のみが正解であるということではありません。採点に当たっては記述内容を一つずつ検証して進めていますので上記の解答のポイントの記載内容と異なったことを記述したからといって直ちに減点の対象にはしていません。
- 日頃から新聞、テレビのニュース等に目を向けている人にとってはなんら難しい問題ではなかったのではと思っています。皆さんもご存じの通り、国内、海外を問わず最近の社会は常に激しい速さで変化しています。社会の動きや新聞紙上等での話題に敏感になる習慣を身に付けるようにして頂きたいと思います。
- 圧倒的に「ドローン」が、次に「国際観光旅客税」を選択した方が多く、各用語のイメージはおおむね理解されているように感じられました。なお、ホットなニュースでもある「小惑星りゅうぐう」を選択した方はわずか2名のみでした。
- 記述する時間が足りなかったのでしょうか、白紙解答の方が全体で、20名ほど見受けられました。
- 記述に際して全体的に、仮名書き、誤字、当て字が相変わらず多く見られました。また、文章と文章を線で結んだり、指定された文字数内で書こうとする内容をきちんとまとめて記述することができていない解答も相変わらず少なくありませんでした。自分専用のノートやメモではありません。試験の解答用紙への記入のしかたとしてはいかがなものかと思います。
- 毎年、同じような内容の感想を書かなくてはならないのは、出題者として残念でなりません。私が上記のような感想を書かないで済むように、日頃から文章を書くということにも注意を払って頂くようお願いしたいと思います。